

ロバート・グッディンの功利主義的責任論

——脆弱性を考慮に入れて——

村 上 太 一*

目 次

はじめに

I グッディンの功利主義

- i 厚生的利益
- ii どのような人か、どのような選好か
- iii 何が評価の対象か
- iv 総督府功利主義
- v 利点：悪徳を美徳へ
- vi 小括：功利主義と責任のかかわり

II グッディンの責任論

- i 責任概念の概要
- ii 責任の割り当て
- iii 集団的責任
- iv 割当責任論と脆弱性の関係について
- v 小 括

III 試論：ヤングとグッディン

- i ヤングの社会的つながりモデル
- ii グッディンとヤングの比較検討
- iii ヤングはグッディンをどう見ていたか
- iv 小 括

おわりに

* むらかみ・たいち 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

はじめに

本稿は、政治哲学者であるロバート・グッディン (Robert E. Goodin, 1950-) の責任論を、『公共哲学としての功利主義』 (*Utilitarianism as a Public Philosophy*, 以下 *UPP* と表記) を中心に検討するものである。グッディンの責任論は責任の割り当てというアイデアが単独で注目されがちであるが、本稿ではそのアイデアに至るまでの道筋を含め、グッディン自身の記述に立ち返り考察を行い、最終的に責任の割り当てと脆弱性 (vulnerability) との関係性を指摘する。これにより、グッディンの責任論の新たな可能性を示したい。また、補論としてグッディンとアイリス・ヤング (Iris Marion Young, 1949-2006) との統合可能性も検討する。

グッディンを主題とするにあたり、彼の魅力についていくつか述べておこう。まず、彼は功利主義に多大な貢献を行った人物である¹⁾。とりわけ、本稿でも確認するように、功利主義を私的行為の指針としてではなくむしろ公共哲学の指針として用いようとする発想は功利主義の様々な論点を刷新した点で卓越している²⁾。

また、彼の哲学へのアプローチにも魅力がある。彼は複雑で入り組んだ理論のメタ的な解決というよりは、実践に根差す哲学に興味を持っていると筆者は考える。それを示す印象的な箇所が *UPP* の序文にあるので、ここで引用したい。

1988年のある日、酒を飲み交わしながら、ピーター・シンガーがとても

1) 音無 (2011: 144) は *UPP* について、1990年代の功利主義研究書として定評のある本であると述べている。

2) グッディン自身も認めるように、彼の発想は古典的功利主義者からの伝統へと位置付けられはする (Goodin 1995: 12) が、それは言い換えれば彼が「功利主義の初期の精神を復活させ」 (児玉2020: 243) たということでもある。ちなみに似た論者として安藤馨も、功利主義の統治の側面に着目し、「統治理論としての功利主義」の立場に立つと従来の批判の多くを退けることができると主張している (安藤2007: 15)。

親しみをこめた言い方で、いつか功利主義の本を書いてくれないかと（君なりの独創的なものを、というニュアンスで）持ちかけてきた。本書はその挑戦に、私なりに応答したものである。本書を書き上げるのには時間がかかった。というのも、私は純粋なメタ倫理の議論には比較的関心がなかったし、メタ倫理にあまり貢献できそうにもなかったからである。私の関心は常に、私たちが個人的かつ私的にどうすべきかよりは、集団的かつ公的にどうすべきかという、実践的な問いにあった。（Goodin 1995：ix）

グッディンは「功利主義の本を書いてほしい」というピーター・シンガー（Peter Singer, 1946-）の要求に応えようとしたわけだが、彼は *UPP* を書き上げるのに苦勞を強いられることとなった。彼は実践的な事柄に興味があったためである。では彼はどうしたか。先の引用にはまだ続きがある。曰く、「最終的に、そうした実践的な部分こそが功利主義をメタ倫理的に擁護するために肝要なのだと気付いた」（Goodin 1995：ix）。つまり、課題だったメタ倫理という茨の道を、自らが惹かれている実践で切り拓いたのである。こうした彼の告白からもわかる通り、彼の議論は一貫して実践に貫かれている。豊かで日常に根差した具体例を適宜用いつつ、“使える”理論を目指し説得的な議論を行おうとする彼の文章は、複雑で込み入ったイメージの「哲学」とは対照的で、刺激的である。

しかしながらグッディンを取り上げた研究は、群を抜いて多いとは言えない³⁾。そしてグッディン自身を真正面から扱う研究に至っては、数えるほ

3) グッディンを取り上げている日本語文献としてたとえば次のようなものがある。

まず本稿 I で取り上げるグッディンの功利主義について、その概括的な説明としては、長谷部（2002）：戒能（2015）：小畑（2021）が参考になる。また、キムリッカ（2005：30, 42）は記述の量は少ないながらもグッディンの功利主義の特徴をよく捉えており評価できる（グッディンの書籍が幅広く引用されている点も注目に値する）。グッディンと似たアプローチから功利主義を検討するものとしては安藤（2007）がある。安藤はグッディンの功利主義と特徴をいくらか共有しながらも、独自の功利主義理論を提唱している（グッディンの議論への言及も比較的多い）。またボステマ（2023：183）はグッディンの功利主義における厚生主義上の立場を、ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748-1832）の立場をよく表すものだと評している。

どしかない。グッディンは自身の膨大な研究を今なお更新し続けているが、その彼をフォローすることは、政治哲学的にはもちろん、法哲学的にも大変有意義なものとなるだろう。本稿はその足掛かりとして、彼の著作の一部を検討するものでもある。

本稿は3章構成であり、Ⅰ：グッディンの功利主義の概説、Ⅱ：グッディンの責任論の概説および脆弱性論の検討、Ⅲ：ヤングとの統合可能性の検討、をそれぞれ行う。グッディン曰く功利主義は私的行為の指針としてではなくむしろ公共哲学の指針として用いることができる。彼は後者の功利主義を「公共哲学としての功利主義」と呼び、この立場を採用すれば従来の多くの批判を退けることができると主張した(Ⅰ)。また、彼の功利主義は、彼の責任論と併せて理解することが不可欠である。中でも割当責任論はこれまで少なくない理論家に注目されているが、本稿ではそれと脆弱性(vulnerability)の関係に焦点を当てたい。脆弱性は多義的な概念であるが⁴⁾、グッディンにおける脆弱性は「利益の享有を基底とし」(Martin et al. 2014 :

本稿Ⅱで取り上げる「割当責任論」も比較的良好に言及されるテーマである。国籍や国境に関する議論を取り上げるものとして、長谷部(2006)；ミラー(2007：111-115)；石山(2009：253-260)；横濱(2016：206)；瀧川(2017a：71-72)；瀧川(2017b：293-308)；白川(2019)；松尾(2025)がある。また、浅野(2013)は主にシンガー(2005)の議論に目を配り、グッディンとの異同を考察している。

本稿ⅡおよびⅢで取り上げるグッディンの脆弱性論について概要を述べているものに岡野(2012：176-184)がある。鬼頭(2023：37, 353)は関係的な責任の論者としてグッディンとその一人に挙げている。また、富岡(2024)はケアの倫理におけるvulnerability概念の発展について、グッディンの脆弱性概念が重要な契機となっていたことを指摘している。

本稿の議論と直接かかわりのない論点についても文献を挙げておくと、たとえば若松(2021)では、グッディンの判断者の三分類(最善の判断者、唯一の判断者、最終の判断者)を用いた分析が行われている。奥田(2001)は、喫煙の倫理についてグッディンの書籍を基に議論を展開している(児玉(2020：139-140)も、喫煙に関するグッディンの議論を紹介している)。また、福士(2008)では、経済学の面からグッディンが言及されている。加えて、近藤(2019)では、グッディンの「全被影響利害」(all affected interests)が検討されている。また、ベンサムとグッディンを福祉制度の観点から比較したものとして、児玉(2006：164-178)がある。

4) 哲学で用いられる脆弱性を含めたさまざまな脆弱性を整理したものとして池谷(2016)がある。

65)、「帰結主義原理に基づいて脆弱者 (the vulnerable) を助ける道徳的責務を根拠づける」(Facal 2024 : 33) ようなものである。簡単に言えば、ある人 X が他のある人 Y と比較して相対的に弱い立場にあるとき、X は Y に対して脆弱 (vulnerable) であり、それゆえ Y は X を助けねばならないとされる (Goodin 1985 : 112-114)。こうした脆弱性の議論と、割当責任論の関係については検討の余地がある (Ⅱ)。加えて、試論としてヤングとグッディンの統合可能性について検討したい。両者は思想的源泉において相反するものがあるが、上手く接合できれば互いの欠点を補完しあい、長所を引き出すことができるだろう (Ⅲ)。

I グッディンの功利主義

グッディンの功利主義は主に *UPP* で展開された。*UPP* におけるグッディンの最大の目的は、「功利主義という 1 つの規範理論は、私的行為の最善の実践的指針でなくとも、公共問題に対する最善の規範的指針となり得る」(Goodin 1995 : 4) と示すことである。グッディンによれば、(当時の) 倫理学は公共的な行為の正しさを個人的な行為の正しさから派生するものと見なしていたが、彼によればそれは必ずしも適切ではない。倫理学に重心を置く功利主義を「個人コード (personal code) としての功利主義」(Goodin 1995 : 7) と彼は呼ぶが、これとは別に構築されたグッディンの功利主義は独自の利点を有している。

以下では *UPP* を中心にグッディンの功利主義の概要と利点を紹介した後、功利主義と責任概念がどのような関係にあるのかについても簡潔に論じる。本章を通じ、グッディンの責任概念の基礎を成す功利主義を明確にし、功利主義と責任概念の繋がりを明らかにする。

i 厚生的利益

功利主義は一般に 3 つの要素から成ると言われる (Sen 1985 : 175)。行為

等の正・不正を結果で判断する帰結主義、厚生（幸福・福利・効用とも呼ばれる⁵⁾）を唯一の内在的善と考える厚生主義、厚生の総和を最大化する総和主義である。つまり功利主義は、善を最大化する結果をもたらす何か（たとえば行為）を正しいと評価する理論である。グッディンの功利主義は、以上の3つの要素にコミットする点では他のほとんどの功利主義と同じである。ただし、その細かな内容はもちろん異なる⁶⁾。以下、本章ではグッディンの議論の流れをなぞりつつ彼の功利主義を概観する。

まず、功利主義に則るうえで何を最大化するのかという点——厚生主義の観点——が問題となる。厚生主義にコミットする場合、その論者は続けて何を厚生と考えるのか答えねばならない。一般的に、答えのバリエーションは3つあるとされる⁷⁾。快樂説、選好充足説、客観的リスト説がそれである（パーフィット1998：667）。快樂説とは、すべての快樂が、そしてそれだけが、それ自体として善であり、すべての苦痛が、そしてそれだけが、それ自体として悪であるとするものである（Fletcher 2016：8；Gregory 2017：115）。選好充足説とは、あるものが善いのは選好が充足されている場合、そしてその場合に限り、あるものが悪いのは選好が充足されない場合、そしてその場合に限るとするものである（Fletcher 2016：28；Hearthward 2017：135）。客観的リスト説とは、あるものの善さは主体が望むか否かとは無関係であるとするものである⁸⁾（Fletcher 2013；Fletcher 2017：148）。

では、快樂説・選好充足説・客観的リスト説という3つの立場を前にし

5) これら幸福に関する用語について、本稿では welfare を厚生、happiness を幸福、well-being を福利、utility を効用と一貫して訳している。

6) グッディンの功利主義に関しては長谷部（2002）にも説明があり、同論文の説明は国内の先行研究の中では最も詳しいように思われる。ただ、当該論文は国籍に関わる議論が主軸に据えられており、責任を主軸とする本論文とは方針を異にしている。

7) それぞれにはさらに細かなバリエーションが存在するが、グッディンの議論を追うという目的上ここでは立ち入らない。詳細についてはたとえば Fletcher（2016）を参照。また、こうした三つ巴の対立構造を乗り越えようとするものとして江口（2022）がある。

8) 快樂説は客観的リスト説のバージョンの一つであるという見解もある（Fletcher 2013：210）。

て、グッディンはどう考えるのだろうか。簡潔に結論を述べれば、グッディンは快樂説と選好充足説を退け、代わりに厚生の利益（welfare interests）と彼が呼ぶものを導入する（グッディンにおける客観的リスト説の扱いについては後述する）。

厚生の利益の内容について、グッディンは、「効用と善」（“Utility and the Good”）という小論で次のように述べる。

厚生の利益はまさに、人々が偶然有するかもしれないような特定の選好のいずれかを彼らが追求するよりも前に必要とされる、一連の一般的資源で構成される。健康、金銭、シェルター、食料といったものは全て明白にこの種の厚生の利益、つまり、人々が考える特定の計画や方針がどんなものであれ有用な資源である（Goodin 1993：244）。

厚生の利益とは、人々が実際に持っている選好とは無関係に有用な資源のことを指している。たしかに、人々は自らが意識的に欲していないものからも満足を得ることがある。健康も金銭もシェルターも食料も、人々が望もうが望ままいが、それらは傾向として有益である⁹⁾。人々の望みに関わらず厚生の利益を増進しようと企図する厚生功利主義（厚生の利益を扱う功利主義）は、当然パターナリスティックな性質を有する。実際、グッディンはこう述べる。「厚生功利主義では、私たちには私たち自身の厚生の利益に配慮する義務が課せられる。たとえ私たちにその傾向がないとしても」

9) グッディンの議論と間接的に関連する研究に、Martin et al. (2014) の脆弱性の研究がある。これによると、ある生き物が脆弱であるためにはいくつか条件があり、その一つが welfare interests だと言う。ここでの interests はグッディンと同じく利益の意味であり、たとえば「肺炎で苦しいならば抗生物質を受け取ることはサリーの利益 (in the interest of Sally) である」(Martin et al. 2014：55) といった形をとる。ここで注目に値するのは、やはりこの welfare interests も選好や欲求と区別される必要があるという点である。というのも、たとえばアイスクリームを食べたいという選好はその人の利益と一致するかもしれないが、中毒性のあるドラッグの場合はその人に対して不利益に働くためである (Martin et al. 2014：55-56)。ただし、この議論では利益を決定するのは個人とされており (Martin et al. 2014：57)、政策の指針となるような社会全体の利益を念頭に置くグッディンとは差異がある。

(Goodin 1993 : 245)。

厚生の利益と選好充足の顕著な差異は、厚生の利益が選好充足と比較して長期的な (long-term) ものだと想定されている点にある。グッディンの言葉を借りれば、「認知や意志の欠陥によって」厚生の利益と選好充足説で評価の仕方が異なる場合には、「厚生功利主義は人々の長期的な厚生の利益の保護を支持し、近視眼的な選好充足を抑制するだろう」(Goodin 1993 : 244)。彼が選好充足説にコミットしないのは、この意味においてである。また、彼は潜在的な選好にも完全にはコミットしない。潜在的な選好は完全な情報を基にした「理想的な選択状況 (ideal choice situation)」で語られるが、そもそもこの理想的な選択状況は滅多に実現しないと考えるのである (Goodin 1993 : 244)。そのため、潜在的な選好はそもそもあてにできない。

ただし、グッディンが選好充足を完全に切り捨てるわけではないことに注意が必要である。というのも、「厚生の利益を理解するには、それを潜在的な選好の一形態として——実際には必ずしも成立しないが特定の特権的状况のもとで人々が反事実的に支持するだろうものとして——扱うのが最も説得的だろう」(Goodin 1995 : 16) とも述べているためである。つまり、厚生の利益が選好からかけ離れたものである必要もないと考えたグッディンは、実際の選好や潜在的な選好をいわば抽象化したものとして厚生の利益を描き出したのである。そうした理路でたどり着いた厚生の利益は、健康・金銭・シェルターといった客観的なものに代表されることとなった。

では、彼が快楽説と選好充足説を退けることとなった理由を見ていこう。理由は大きく分けて 2 つある。

グッディンが挙げる一つ目は、哲学的な理由である。グッディンは次のように述べる (Goodin 1995 : 12-14)。まず、快楽功利主義¹⁰⁾ は快楽という幸福と苦痛という不幸で効用を測ったが、文字通りの心地よさ以外からも人は満足を得ることができると認めるなら¹¹⁾、選好功利主義が提唱される。続

10) 「快楽説を採用する功利主義」と読み替えて差し支えない。選好功利主義も同様である。

11) 筆者の補足として例を出せば、たとえば筋力トレーニングそれ自体は苦痛であるが、そ

けて、人は自らが認識していない方法でも何かから満足を得ることができる¹²⁾、厚生功利主義¹³⁾が提唱される。グッディンの哲学史理解の正確性はさておき、グッディンはこの3つの理論が順に包含関係にあると考えている。人々が通常、快楽を好み苦痛を避けるのだと仮定すれば、快楽功利主義は選好功利主義に含まれる。厚生の利益を確保すればより高いレベルで選好が充足されるのだと仮定すれば、選好功利主義は厚生功利主義に含まれる。こうして、厚生功利主義は最も洗練された功利主義であるとグッディンは考えるのである。

もう1つは実践的な理由である。世の中に暮らす人々の趣味趣向は非常に様々である。人々がどうすれば快楽を得て苦痛を受けるのか、あるいは、どうすれば選好が充足され選好が充足されないのかは、多様なあり方が想定される。それに対して、人々の基本的な諸利益は、ある社会のある時点をもととすれば、その社会の人々を通じて非常に標準的なものを想定できる。グッディンは自身の功利主義が公共問題の指針となること——とりわけ政策策定に使える功利主義であること——を期待するのだが、一度に多くの人々に対して影響を及ぼす政策策定は人間の共通項に依拠すると行いやすく、そのためには快楽や選好充足よりも厚生の利益のほうが適している（Goodin 1995：14）。

また、快楽功利主義や選好功利主義では、頭の中を覗くことができなければ——各人の感じる幸福を個々・直接に測定しなければ——効用を比較することができない。その点、客観的な利益を満たすことを目指す功利主義は、効用を比較的容易に測ることができる（Goodin 1995：19-20）。

ところで厚生の利益と客観的リスト説の関係については難しいものがある。

れにもかかわらず人はトレーニングから満足感を得ることができる。

12) 同じく筆者の補足として、困窮した人が公的機関による何らかの支援制度を一つも知らず、困窮を解決する術は一切ないと思い込んで、公的機関に頼らず生きていこうとしていたとしても、その困窮状態を把握した機関により適切な支援が行われれば、その人は満足を得るであろう。

13) 厚生功利主義は児玉（2012：161-164）でも言及されている。

グッディン自身は客観的リスト説について直接触れていないが、ここではその関係について若干の解釈を示したい。

まず厚生的利益は一方で、客観的リスト説に分類される余地を一応残している。厚生的利益のリストに挙げられる健康や金銭といったものそれ自体は主体の心的状態を離れた客観的なものであるためである。しかしながら他方で、それらをリストへと列挙せしめているのは、潜在的・反事実的な主体の選好であった。この意味では、厚生的利益は主体の心的状態と無関係ではない。とはいえ、リストそれ自体に選好や快楽が直接記載されているわけではないし、リストのアイテムを個人が選好していようがなかろうがリストのアイテムを確保することが厚生を確保することになるのだから、厚生的利益は客観的リスト説に分類できるだろう。

ちなみに客観的リスト説にはさらなる分類が可能であり、リストの内容の決定方法に関して普遍主義と個別主義という区別が、また諸要素の説明の仕方に関して卓越主義と列挙的リスト説という区別がなされる。普遍主義と個別主義は、リストの内容に画一性を求めるか否かの区別である。つまり、リストが人間全員にあてはまると考えるならその見解は普遍主義で、リストが人によって異なると考えるなら個別主義である。また、卓越主義と列挙的リスト説は、リストの諸要素を統一的に説明しようとするか否かに関わり、統一的説明を試みる場合（そしてそれは人間本性に基づくことが多い）、その理論は卓越主義とされ、そうでなく単に要素を列挙するだけの場合は列挙的リスト説と呼ばれる（森村2018：115-116）。

では普遍主義と個別主義、卓越主義と列挙的リスト説という区別に則った場合、厚生的利益の位置づけはどうなるだろうか。まず普遍主義と個別主義について先に述べると、厚生的利益は普遍主義に分類できる。厚生的利益は個別の人間に向けられるのではなく、人間一般に向けられているからである。

ただし、卓越主義か列挙的リスト説かという位置づけは少し難しい。一方で、厚生的利益は卓越主義ではない。卓越主義とするにはリスト全体に

関する何らかの統一的理解が必要であった。たしかに厚生の利益に含まれる健康や金銭などに対して「人々が考える特定の計画や方針がどんなものであれ有用な資源」（Goodin 1993: 244）という統一的理解をグッディンが示していると捉えることもできそうであるが、しかしそれは全ての客観的リスト説が備える程度の統一性でしかない。人間本性に関する踏み込んだ記述が無い限りは、厚生の利益を卓越主義であると解釈することは難しいだろう。また他方で、厚生の利益を列举的リスト説に分類できるかも疑わしい。なぜなら、たしかにグッディンは健康や金銭といった具体的な事物を列举してはいるが、「といったもの（and so on）」としているように、「幸福とはそれらを有するときに限る」という意味で限定的に列举しているわけではなく、具体例としてその一部を列举しているに過ぎないと考えられるためである¹⁴⁾。

以上をまとめると、グッディンの厚生の利益は客観的リスト説に分類でき、その中でも普遍主義的なものであると言える。また、列举が例示に留まり、リストが開かれている点は厚生の利益の特徴と言えるだろう。

ii どのような人か、どのような選好か

前節ではグッディンの功利主義のうち、厚生主義の部分が「厚生の利益」で構成されていることを確認した。本節では、総和主義に関して、功利主義がいかなる主体を功利計算に組み込むのかという問題と、厚生の利益と関連のある選好がどのような選好であるのかを確認する。

グッディンの整理では、総和を最大化するという時、功利主義が実際に

14) 森村進はセンの潜在能力アプローチについて、センが人間本性といった原理を提出していないことを理由とし、卓越主義よりもむしろ列举的リスト説の一種として理解すべきであると提案している（森村2018: 127）。こうしたセンへの言及と同様のことが、例示的なリストを掲げるグッディンにも言えるかもしれない。森村はセンがリストの特定にあまり関心を払っておらず、具体的なリスト作りは民主的政治の任務だと考えているようだ述べている（森村2018: 127）。グッディンは具体例としての列举に留めている理由を説明していないように思われるが、それもこのような民主的理由によると解釈できるかもしれない。

(actually) 存在する人々や選好だけを考慮すべきか、それとも存在し得る (possible、または潜在的な・反事実的な) 人々や選好も考慮できるのかという点が議論になる (Goodin 1995: 14)。つまり、現に存在する人々 (actual people) と存在し得る人々 (possible people)¹⁵⁾、実際の選好 (actual preference) とあり得る選好 (possible preference) の組み合わせのうちどれが最適であるかがここで検討される。

まず、存在し得る人々とあり得る選好はそれぞれ不適切であるとされる。存在し得る人々——これから誕生する子どもたち——を考慮すると、いとわしい結論 (パーフィット1998: 519-531) を導いてしまう。子どもが産まれることに伴う幸福が不幸を上回り、人口をとにかく増やすことが是とされてしまうのである。また、あり得る選好は適応的選好 (adaptive preferences) の問題を引き起こす。ここで適応的選好とは、酸っぱい葡萄の童話が示す通り、欲しいものが手に入らないと分かった時、自分の選好を書き換えるというものである¹⁶⁾。こうした選好充足が本当に満足のいくものだと考える人はいないだろう、とグッディンは述べる (Goodin 1995: 14-15)。たしかに、手に入らないもののことは忘れより簡単に手に入るものを求める人について問われたとき、彼を幸福だと言うのは憚られる。

現に存在する人々の実際の選好を満足させる戦略であればどうか。この戦略は、以上の難点を避けることができる点では有用である。しかし、グッディンの目指すところである政策策定者を導く功利主義にとっては、実際の選好は好ましくない。というのも、グッディンは政策策定を通じて人々が社会化され、人々の選好が形成されると考えているためである (Goodin 1995: 15)。ここで形成される選好はあり得る選好であろうから、実際の選好のみを考慮する戦略とは折り合いが悪い。

15) グッディンは引用していないが、actual people/possible people の二項対立はシンガーの先行存在説 (prior existence view) と総量説 (total view) の区別に沿ったものであるように思われる (Singer 1993: 103-105)。

16) 適応的選好についてはエルスター (2018) を参照。

以上を受けて、グッディンの功利主義では、現に存在する人々のみを考慮しながらも、選好については実際の選好ではなくあり得る選好を考慮することになる¹⁷⁾。ただし、あり得る選好を考慮する方針を採るなら、グッディンは先ほど自ら挙げた適応的選好の問題に対処せねばならない。この論点について、グッディンはこの適応的選好を「直接的」適応的選好と呼び、対して政策策定を通じて形成される選好を間接的適応的選好と呼ぶことで対応しようとする。普通、適応的選好は真に満足のいくものとは思われないが、もしその選好が法や教育といったものを通じて形成されているなら、その選好充足が不満足なものになるとは限らない (Goodin 1995 : 15)。たしかに、たとえば教育を経て持つようになった選好の充足は、とりわけ無垢な子どもには幸福を十分感じさせるかもしれない。子どもが成長してメタな視点を持つようになり、教育の在り方を検討するようになると話は変わるかもしれないが、それでもいくらかの選好は通用すると思われる。

iii 何が評価の対象か

前節では、グッディンが今現実に存在する人々のみを考慮しつつも、選好は潜在的なものを考慮することを確認した。本節では、功利主義が何を

17) なお、繰り返しになるが、このあり得る選好はなんでも想定して良いというものでもちろんない。グッディンが「厚生の利益をあり得る選好という形で理解するのが最も説得力を有する」(Goodin 1995 : 16) と述べていることから、あり得る選好は厚生の利益の範囲内で想定できると解釈される。したがってこれまでの議論を踏まえればあり得る選好は、人々が実際に有している選好とは無関係に、しかし人々にとって長期的に有益なものに限定されると解釈できよう。

また、ある行為があり得る選好のいくつかを充足しさえすれば、その行為は許容されることと考えることも誤りである。厚生功利主義は功利主義であるから、いくつかのあり得る選好を充足させることに加えて、効用を最大化することも意識されねばならない。このような理論が実践上私たちに関係するのは、とりわけ、「行動の効果が現れる時点で人が実際に最も持っていそうな選好がどれであるかを考慮し、効用を最大化する行動の指針を選択する」場合、あるいは「あり得る選好の最大限の充足 (the maximally satisfying possible preferences) が人々の実際の選好となるよう人々に選好を植え付ける (inculcating)」場合である (Goodin 1995 : 16)。

評価するのかという点についてグッディンの立場を確認したい¹⁸⁾。この論点について代表的な立場が、行為を評価する行為功利主義と、規則を評価とする規則功利主義である¹⁹⁾。具体的には、次のように定式化される²⁰⁾ (Eggleston 2014 : 125, 130)。

行為功利主義：ある行為が正しいのは、その行為が行為主体の選択肢の中

18) グッディンが言う「対象」は、高橋礼の言葉を借りれば、さらに「焦点」と「参照点」に区別できるだろう。焦点は帰結主義が何に評価を帰属するか、参照点は焦点の評価をいかにして行うかにそれぞれかわる (高橋2022 : 4-5)。この観点に照らすとグッディンの功利主義は、焦点は行為で参照点は規則であるような規則功利主義であると考えられることができそうである (彼自身は自らの功利主義を規則功利主義に「完全に還元できるものではない」(Goodin 1995 : 61) とも主張している)。グッディンの功利主義の位置づけについてマルガン (Tim Mulgan) は、功利主義を行為功利主義、規則功利主義、間接功利主義、制度功利主義 (institutional utilitarianism) に分類したうえで、グッディンの功利主義を制度功利主義に割り当てているが、制度功利主義は規則功利主義の枠組みに含まれるとしている (Mulgan, 2007 : 127-129)。そもそも、グッディンが自らの立場を規則功利主義のバージョンの中に位置づけておらず、主たる規則功利主義の批判も取り上げていないという指摘もあり (Brock 1999 : 266)、彼の記述不足が否めない。また、規則功利主義の批判を取り上げないということは、規則功利主義それ自体の擁護を行えていないということでもあり、さらに言い換えれば、行為功利主義への批判からの消極的な規則功利主義の擁護しか行えていないということでもある。しかしこれは、規則功利主義の社会の効用が行為功利主義の社会の効用を上回るという実証が難しい点でやや厳しいものがある (Miller 2014 : 157-158)。

19) 行為功利主義はベンサムが定式化した理論である (ベンサム2022)。規則功利主義の理論はロイ・ハロッド (Roy Forbes Harrod, 1900-1978) が初めて定式化し (Harrod 1936)、「規則功利主義」という名称はリチャード・ブランド (Richard Brandt, 1910-1997) が名づける親 (Brandt 1959 : 253) だとされる (児玉2010 : 136-139)。行為功利主義と規則功利主義といった功利主義に関する思想史を、直観をベースに整理した研究としては児玉 (2010) を参照。ちなみに安藤 (2012) はそうした直観での線引きに一部疑問を呈している。安藤によれば、規則功利主義の魅力 (のほとんど) は、それが直観に訴える点というよりは、「みんながそれをしたらどうなるか」という一般化原理に訴える点にある (安藤2010a : 288-289 ; 安藤2012 : 118-119)。

20) もちろん両者には細かなバージョンが存在するが、それをつぶさに列挙することは本稿の目的を外れる。詳しくは安藤 (2007) や Eggleston (2014) といった文献を参照されたい。また、道徳的思考を2つのレベルに分けることで両者を調停するような議論もある (ヘア1994)。

で最大の（少なくとも同程度の）全体的福利を生み出す場合、そしてその場合に限る。

規則功利主義：ある行為が正しいのは、一般に受容された際に最大の（少なくとも同程度の）全体的福利を生み出すような規則体系がその行為を許容する場合、そしてその場合に限る。

行為功利主義が行為の帰結を考慮し行為を行うべきか決定するのに対し、規則功利主義は規則の帰結を考慮して規則体系を設定し、その規則体系に照らして行為を行うべきか決定する。また、行為功利主義は行為を直接検討するが、規則功利主義は規則の検討をはさんで間接的に行為を検討するとも言えるだろう²¹⁾。

では、グッディンは行為功利主義と規則功利主義のどちらを採用するのだろうか。結論から言えば、グッディンは行為功利主義に反対する立場を採る²²⁾ (Goodin 1995 : 16-18)。

グッディンによれば、行為功利主義から規則功利主義に対する批判は、規則と功利性の原理との関係についてである。つまり、行為功利主義と規則功利主義で推奨する行為が異なる際、奴隷のように規則に従うことは功利主義の要請ではない、と行為功利主義は規則功利主義を批判する²³⁾ (Goodin

21) このように、評価の対象をその対象の帰結で評価する功利主義を直接功利主義、評価の対象をそれとは別の何かの帰結で評価する功利主義を間接功利主義と呼ぶ。なお、行為主体が直接功利主義に導かれていなくとも功利主義的に優れていることがあり得るとする見解——事態の評価基準については功利主義のみを適用する一方で、意思決定基準については功利主義以外の基準を適用することが許容されるという見解——を間接功利主義と呼ぶこともあるが（たとえば安藤（2007 : 59）、こちらは混乱を避けるために複層功利主義（反対に、功利主義が事態の評価基準だけでなく意思決定基準としても妥当すると考える見解は単層功利主義）と呼ぶことが提案されている（高橋2022 : 5-6）。

22) なお、行為功利主義に対置されるものとして、グッディンは規則功利主義だけでなく動機功利主義も挙げている。動機功利主義とは、行為や規則の代わりに動機や性格特性を評価の対象に用いるものである。詳細は Adams（1976）を参照。

23) この「規則信奉」批判（Smart 1973）に対する直接的な回答として、グッディンは規則に従うことには一般的に大きな便益があるとしつつも、規則が効用について悲惨な帰結

1995 : 17)。

これに対してグッディンは、行為功利主義者は理性の限界 (limits of reason) を前提していないと反論する。つまりグッディンは行為功利主義について、「私たちが、典型的には膨大な数の個人と選択肢に及ぶような功利計算を実行でき、またそれを信頼できる形で、即座に、コストもかからず実行できると前提している」(Goodin 1995 : 17) と批判するのである。政策立案という実践において行為功利主義は「使える」理論にならないのではないかとグッディンは懸念しているのであろう。

そのように行為功利主義を批判した後、グッディンは規則功利主義の利点を挙げる。簡潔に述べれば、規則功利主義は人々の行為を調整することから幸福を最大化できる (Goodin 1995 : 18)。

グッディン曰く、理性の限界を考慮しながら人々の行為を調整できるという点で規則功利主義は行為功利主義を上回る。まず、現実世界において各人が完全な情報を有していることは有り得ず、各自は世界の全体像について少しずつ断片的な情報を有しているだけである。そのため行為功利主義のもとでは、各個人が考える行為功利主義的に最善の行為と、完全な情報のもとでの行為功利主義的に最善である行為は異なる可能性がある。もし行為功利主義的に最善の行為を各人が行えるのであれば、人々の集団はいわば効率よく協働できるが、理論上そうはできないので、人々は効率を落として協働することになってしまう。他方で規則功利主義は、規則を公布し人々にその規則を守ってもらうことで、行為を調整することができる。規則の形をとっているため、個人は規則を伝達しやすく、教育しやすく、覚えやすいというえに、起こった事柄について規則を適用しやすい(Goodin 1995 : 17)。

このようにして、グッディンは社会全体で見たとき、行為ではなく規則を功利主義の対象に選んだ。各自が集団として最善の働きを行えるか。こ

(grievous utility consequences) を導く場合にはその規則を放棄することもできると述べている。つまり、「規則功利主義者は、ユダヤ人を屋根裏に匿していることについて、ナチスに嘘をつくことができる」(Goodin 1995 : 18)。

れはグッディンにとっての非常に重要な関心事である。

iv 総督府功利主義

前節では、グッディンが行為功利主義を批判し、規則功利主義を基本的に²⁴⁾擁護することを確認した。本節では、グッディンの功利主義にとって最も重要な点を確認する。それは、功利主義的な集計を通じて決定を行うのは誰なのかという視点であり、これについてグッディンは公職者を想定する。具体的に見ていこう。

グッディンによれば、彼が *UPP* を著した当時の功利主義者は、個人が功利主義に従い行為することは前提としながら、主として行為功利主義か規則功利主義かといった問題に従事していた (Goodin 1995 : 61)。それに対してグッディンは、功利主義を用いる主体についても問題とする点に特徴がある。

私がここで提案したい区別は、それ〔行為功利主義や規則功利主義といった功利計算の対象に関する議論〕に直交する次元で機能する。私は、何を選ぶのに用いられるのかに基づいて功利主義に差異をつけるのではなく、選択を行うために功利計算を用いるのは誰だと想定されるのかに基づいて功利主義に差異をつけることを提案する (Goodin 1995 : 60-61)。

行為か規則かという論点に加え、誰が功利主義を通じて決定を行うのかという論点をも功利主義者は考慮すべきだとグッディンは言う。この主体を誰にするかは、功利主義を通じた決定が何を目的としているか、そしてその決定がどんな状況で下されるかに関係する。グッディンが注目するのは

24) グッディンが規則功利主義者だと断言できない理由として、彼が自身の功利主義は規則功利主義に完全に還元されないと述べていること、規則功利主義にコミットすると明言していないことが挙げられる (脚注18を参照)。また、Goodin (1998 : 322) では「規則功利主義に似ている (akin to)」と表現されていることから少なくとも同一でないことが伺える。さらに、動機功利主義との類似も示唆されている (Goodin 1998 : 322) ため、規則功利主義だけを念頭に置いているわけではなさそうである。

個人か公職者かという観点だが、公職者の行為指針は、個人の行為指針とは往々にして異なるだろう。たとえば、個人にとっては不可能な選択肢が、公職者にとっては可能であるためである (Goodin 1995 : 61)。

そしてグッディンは以上の功利主義理論を、総督府功利主義 (government house utilitarianism) として肯定する。ところで、総督府功利主義という呼称は、かつてバーナード・ウィリアムズ (Bernard Williams, 1929-2003) がヘンリー・シジウィック (Henry Sidgwick, 1838-1900) の功利主義理論に対し、批判の意を込めて用いたものであった (Sen & Williams 1982 : 16 ; ウィリアムズ2020 : 218)。批判されたのは、悪い帰結を招きかねない慣習的な道徳をどのように扱うかという点に関わる、次のような主張である。

功利性の原理に基づくと、公然と提唱するのは正しくないことも、特定の状況下では正しいかもしれない。一部の人々には公然と教えてよいが、その他の人々に教えるのは正しくないこともあるかもしれない。また、世間の目があるところでは正しくないことも、比較的秘密裏に行えるのであれば、正しい場合がある。私的な助言や手本で推奨するのが正しくないことも、完全な秘密が合理的に期待できるのであれば、正しい場合すらあるのだ (Sidgwick 1962 [1907] : 489)。

シジウィックは慣習的な道徳とは別に、啓蒙された少数者に対する「密教的道徳 (esoteric morality)」を構想した。慣習的道徳は単純であるというメリットを有してはいるが、功利主義からすれば適宜修正を必要とする。しかし、修正された道徳はたいてい複雑であるので、大多数の者が従うには相応しくない。よって、啓蒙された少数者は欠陥のある慣習的道徳を公には支持しつつ、しかし少数者側は必要があればそれに従わなくてもよいのだと考えた。シジウィック自身、こうした密教的道徳が一般に受容し難いことは認めているのであるが、この結論を退けることはできなかった。そのため、ウィリアムズに「総督府功利主義」という名前で批判されるに至っ

たのである²⁵⁾（ラザリ＝ラデクほか2018：114-116）。

グッディンはこの「総督府功利主義」という呼称を採用することが、シジウィックの主張との「不運な一致（unfortunate echo）」（Goodin 1995：61）を起こし、その一致によってリスクが生じることを承知していた。グッディンは、シジウィックの主張に対して次のように述べる。

私は、こうした直観的に受け容れ難い結論に前もってコミットしたいとは思わない。もちろん功利主義者としては、帰結について計算せずにこの結論に断固として反対することはできないのだが。そうしたなんらかの計算をせずに私が言えることは、単に、私が惹きつけられた総督府功利主義の側面はこれではないということである。私が総督府功利主義を他の人々に推奨しようと提案するのは、この基礎に基づいてではない（Goodin 1995：62）。

つまり、グッディンはシジウィックには依拠しないと表明している。たしかに、グッディンの理論はシジウィックのような道をたどることもできたはずだ。たとえば、公職者だけが密教的に功利主義を取り扱い、時にはその功利主義に従って、人々に知れ渡っている規則を一方的に裏切ることもしやむを得ないとすることもできる。しかし、グッディンの目指す功利主義理論はそういったものではない。グッディンにとって規則は公的にアクセスできるものである（Goodin 1995：17）。そのうえ、もし公職者が規則を裏切って振舞えば、その裏切りが人々の公共的知識となってしまう（Goodin 1995：70-71）、悪い帰結を生みかねない。よって、グッディンは密教的道徳には依拠しない。

まとめよう。グッディンは行為か規則かといった論点に加えて、誰が功利主義に従うのかという論点を重視した。「総督府功利主義」という思想的に決してポジティブではない名称をあえて用いるのは、その理論の描像が、公職者を中軸に据えようとする彼の功利主義の特徴をよく捉えている

25) ウィリアムズによるシジウィックへの批判については、ウィリアムズ（2020：214-221）を参照。

からである。グッディンは、規則へのアクセスを重視することで密教的道徳に陥ることを回避しつつ、悪しき総督府功利主義をポジティブに転換したともいえよう。

v 利点：悪徳を美徳へ

前節では、功利主義を適用する主体を公職者だと想定するグッディンの議論を取りあげた。本節では彼の功利主義理論が有する利点を示したい。そのためには、功利主義がこれまで晒されてきた批判に言及する必要がある。ここでは代表的な批判を3つ取り上げよう。すなわち、(1) 功利主義は忌まわしい行為を肯定するという批判、(2) 功利主義は要求が多いという批判、(3) 功利主義は冷徹であるという批判である。しかしグッディンからすれば、以上のような批判は克服可能であるばかりでなく、そこで言われる悪徳をむしろ美徳に変換できる。順に見ていこう。

(1) 功利主義は忌まわしい行為を肯定する？

功利主義によれば、それ自体で正しい行為や間違っている行為は存在しない。功利主義は行為（などの評価の対象）について、必ず幸福の総量を計算することで正・不正を判断する。しかし、モーゼの十戒のように、道徳にはすべきこととすべきでないことのリストがあると考える人々は、この功利主義の考え方を批判する²⁶⁾ (Goodin 1995: 9-10, 68-71)。これは義務論か

26) グッディンは批判者として、ロバート・ノージック (Robert Nozick)、エリザベス・アンスコム (Gertrude E. M. Anscombe)、チャールズ・フリード (Charles Fried)、アラン・ドナガン (Alan Donagan)、ウィリアムズを挙げる (Goodin 1995: 69)。このうち、ノージックは功利主義が権利を適切に扱っていないという見解を紹介し、幸福の最大化を権利の最大化に置き換えた「権利の功利主義」を想定した後で、次のように述べる。「権利を達成されるべき目的に組み込むことは対照的に、権利を為されるべき行動に対する横からの制約 (side constraints) として位置づけることもあるかもしれない。(……) 他者の権利が、あなたの行動に対する制約を決定する。(……) 横からの制約説は、あなたがあなたの目的を追求する際にそうした道徳的制約を侵害することを禁止する」(Nozick 1974: 29)。つまり、グッディンが要約するように、功利主義には「道徳的な横からの制約が存在しな

ら功利主義に対する批判の1バージョンである。典型的な義務論とは普遍的な、誰もが守らねばならない義務を認める立場であると考えるが、それゆえ義務論者は帰結に対して相対的な判断を下す功利主義者に対して批判的である。とりわけ、手を染めてはならない行為があると考える論者は、功利主義がそれを常に禁じないことに文句をつける。たとえばウィリアムズは、ある人が「19人の命のために1人を殺せ」と命じられた場合、功利主義者はその1人を殺すべきだと主張するだろうがそれは間違っていると論じている²⁷⁾ (Williams 1973: 97-100)。

しかし、社会政策のレベルにおいてグッディンはこの批判を回避できる。なぜならグッディンの功利主義のもとでは、政策は特殊なケースではなく一般的なケースを考慮して作られるため、反直観的な帰結が生じないからである²⁸⁾。個別具体的なケースについて功利主義的な判断を下すのならまだしも、一般的な政策のレベルでは、批判者が言うような人々の権利や自由といったものを侵害することで最大幸福が実現されることはありそうもない。グッディンの言葉を借れば、「長期的に、そして広範囲に適用を行

い」(Goodin 1995: 69)とノージックは指摘するのである。

27) 詳細には、次のような思考実験である。ジムは植物研究のために南アフリカを訪れていたのだが、あるとき偶然、南米の小さな町の広場に差し掛かった。そこでは、銃で武装した軍人が、20人のインディアンを壁際に整列させている。軍人曰く、このインディアンたちは政府に抗議したことを理由として見せしめに殺されるといふ。軍人のリーダーは、ジムが海外からの客人であることを理由として、もしジムがインディアンを1人殺せば他のインディアンは解放してやろうと提案した。インディアンたちの方を見やると、彼らはジムにその提案を受け容れてくれと明らかに態度で示している。ジムが軍人たちを全て殺害してインディアンを救出することは不可能であるとき、ジムはどうすべきであろうか……。なお、この点に関してグッディンは、個人レベルにおいては批判者が言うような反直観的な帰結を回避できない可能性を認めるが、その譲歩は全面的なものではない。ウィリアムズの例をまともな受け止めれば、一人を犠牲にする選択をとらずに多数のインディアンを見殺しにせよということになる。しかし死んでいくインディアンからすれば、自分たちの命よりも自分が手を汚さないことを選ぶ者を良く思わないはずであり、これもやはり直観に反する帰結を生んでいるように思われる (Goodin 1995: 69) からである。

28) これは、思考実験が直観レベルの思考を形作るのに役に立たないというヘアの議論と類似しているように思われる (ヘア2019: 42-43)。

うことで効用を最大化する諸規則は、義務論者の要求に広く一致するものでもある」²⁹⁾ (Goodin 1995 : 69-70)。義務論が危惧するような反直観的帰結は、グッディンが想定する政策策定の場面では導かれないのである。

そのうえそもそも、グッディンが公職者を功利主義の名宛人とすることを思い返せば、「たとえ世界が減ぶとしても正しいことを為すというのは、(少なくとも現時点では) 公職者が採用するのにとりわけ魅力的な姿勢ではない」(Goodin 1995 : 10)。グッディンによれば、公職者はより大きな公共的善を達成するために難しい決定 (hard choices) を行う、あるいは一般的な状況では間違っていることをあえて行う責任を負っている。この責任は、典型的な義務論で言われるような正しい行為を、どんな帰結を生じさせようとも行いなさい、というものとは無関係である。

以上を踏まえると、グッディンの理論は忌まわしい行為を肯定しないだろう。政策策定という一度に多くの人々に適用される方法は、功利主義原理を介してもなお、忌まわしい行為の実現を妨げる傾向にある (これは立法にも当てはまるだろう)。また、そもそも公職者は答えを出すのが非常に難しい判断を迫られることが考えられるが、所与の義務に基づいて行為すると悲惨な帰結をもたらすような場合、公職者は国家や社会全体を考慮しその帰結を避けることを選ぶだろう、というのがグッディンの考えである。公職者が功利主義に従うという前提のもとでの議論である点には注意したいが、グッディンの理論がいかにも忌まわしい行為を回避するのかという問い

29) では、なぜ公職者がそうした規則に従わねばならないのか。理由は二つある。まず、政策は知れ渡ることで人々の予期 (expectation) を改訂し、人々の公共的な知識 (public knowledge) を形成するものである。この予期を、効用が最大となるように形成したり、あるいは回避したりすることが公職者の務めであるが、その公職者が政策を時折無視している、安定した予期を形成できない。そのため、公職者は一般的な規則に従うことになる。また、第二の理由は、公職者が緻密に功利計算を行えないという点にある。特定の個人や状況について公職者は全てを知ることができないうえ、法律を個々人が絶対に遵守してくれる保証はない。それゆえ、公職者は細かな功利計算を行うことができない。公職者は実践的には、一般的な規則に従う以外に選択肢がほとんどないのである (Goodin 1995 : 62-64 ; 70-71)。

への答えには十分であろう。

(2) 功利主義は要求が多い？

功利主義に対しては要求が多くなるという批判も存在する。功利主義的に善いことを、功利主義は際限なく求めるというのである³⁰⁾。たとえばシンガーの議論では、個々人はほとんど飢えている状態まで身を削り寄付を行うよう強く求められる（シンガー2018：5）。たとえば、貧しい国や地域の人々に対して寄付ができるとき、寄付によって防げる貧困と同じくらい道徳的に重要な何かがある限り、私たちはその限りで寄付を行わなければならない。しかし、シンガーの要求をそのまま実行すると寄付をした人の生活は（程度の差はあれ）大きく悪化するであろう。このようにシンガーの議論にはいささか酷な部分があり、そのため、彼の議論は「要求過多」との批判に遭ってきた。

要求過多の批判についてグッディンは、調整で回答しようとする。つまり、一人一人に寄付せよと命じるのではなく、社会全体を見渡せる公職者に寄付を命じるべきとするのである。というのも、個々人を名宛人としたとき、シンガーの議論がたとえ理論上正当なものであるとしても、実際全ての人が寄付を行うとは限らない。自発的な寄付に任せていれば、寄付を行う者と行わない者が出てくるだろう。このとき、個人は他人に寄付を強制できないと思われるので、自発的な寄付に任せている状況下では、寄付を行っている者が、寄付を行わなかった者の寄付を埋め合わせることになるかもしれない。しかし、それは一人当たりの寄付額の増大につながり、寄付行為は本来の個人の役割を越えてしまう。これはまさしく要求過多である（Goodin 1995：66-67）。

そうではなく、寄付という行為は公職者が調整を加えるべきなのだとグッ

30) グッディンは批判を行っている者として、ジェームズ・アームソン（James O. Urmsion, 1915-2012）、ジェームズ・フィシュキン（James S. Fishkin, 1948-）、デイヴィッド・ハイト（David Heyd, 1945-）を挙げている（Goodin 1995：66）。

ディンは主張する。たとえば、発展途上国に対してどれだけの額を寄付するかを公職者が決定し、寄付を全員に正統な形で強制する。こうすることで、各人はフリーライダーの埋め合わせという不条理から解放され、公平な配分で寄付を行うことができるのである (Goodin 1995 : 67)。

以上によればグッディンは、「裕福な先進国の人々は貧しい発展途上国に対し金銭的支援を行え」という道徳的命命 (moral injunction) を、個人に対してではなく公職者に対する命命として理解することで、要求過多の批判を回避できると考えたといえよう。

(3) 功利主義は冷徹である？

3つ目に、功利主義は冷徹に計算を行うという批判がある。この批判によれば、功利主義は友情といった人々が普通大切にしている価値観を無視するよう要求することがある。人々は普通、帰結からの計算によってではなく、心で行為している³¹⁾。たしかに、功利主義が要求する計算に基づいて、あらゆる振舞いを特定の効果を導くものとして行為することは「痛ましい (hurtful)」(Goodin 1995 : 9)。しかし、公職者に限れば、「帰結について無関心であることは無責任の極みである」(Goodin 1995 : 9)。公職者は帰結を気にかけ、感情のままに行動しないようにしなければならない。

要するに、グッディンは批判者の言う冷徹さを功利主義の特徴として引き受けたうえで、むしろ公職者に限って言えば、その冷徹さは公職者に欠かせない資質として昇華できるとした。冷徹さという悪徳を美徳へと変換することで、グッディンは功利主義批判を逆に、功利主義を肯定する議論として利用したのである。

vi 小括：功利主義と責任のかかわり

ここまでグッディンの理論の功利主義内での位置づけ、およびその内容

31) グッディンによれば、このタイプの批判を行ったのはルークス (Steven Lukes, 1941-) である。

について述べてきた。ここでは第1章の結びとして、グッディンの功利主義理論が責任概念とどのように結びついているのか簡潔に述べたい。

ここまでの記述に、「調整」というものがあった。これは責任概念を交えて述べるならば、「グッディンの功利主義は公職者に特別な責任 (special responsibility) を割り当てる (assign)」ということである (Goodin 1995 : 74-75) (グッディンが言う責任は、「親には子を養育する責任がある」といった意味の、各自の能力に応じた地位や役割から生じる責任である)。

なぜそうなるのか。その理路について、グッディンは次のように説明する。

第一に、善 (the good) を最大化するという功利主義的な責任を、全員が有する。しかし、仮にある特定の問題に対し、ある特定の行為主体に特別な責任を割り当てることによってさらに大きな善が為されるのであれば、功利主義はそれを推奨する (Goodin 1995 : 74-75)。

功利主義的には、善 (幸福) を最大化するという一般的な責任を全員が有すると説明される (つまり、全員が善を最大化しようと努力しなければならない)。しかしながら、全員が善を最大化しようとしてバラバラに行為すると、行為の効果が薄れてしまうとか、むしろ逆効果になってしまう場合がある。そこで、そのような特定の状況が発生した際に行為する者を予め決定しておく (特別な責任を割り当てる) ことで、結果的に全体の効用が最大化されるとグッディンは考えるのである。そして、「このようにして責任を分配することの帰結に対しては、全員が責任を負う。つまり、もしこの道徳的分業が上手く (successfully) 機能しなかったなら、全員が非難を共有する」(Goodin 1995 : 75)。このように、グッディンの功利主義は特別な責任を割り当てることで、善を最大化しようとする。彼の功利主義は、責任と密接な関係があるのである³²⁾。

32) 第II章で見るとグッディンは責任概念に時間を費やしているのだが、功利主義者が責任研究に従事することには一定の意義があるように思われる。たとえば、リチャード・ヘア (Richard M. Hare, 1919-2002) は功利主義が権利や正義に言及するためには責務 (こ

本章の内容をまとめよう。グッディンの功利主義は、社会で今生きている人々の厚生の利益（≒あり得る選好、潜在的な選好）を最大化するような規則を要請するものである。ただし、功利主義を実際に運用するのに適した主体は、功利計算の状況と目的に応じて変化するとグッディンは考える。そのため、彼が議論の中心とする社会政策に関わる場面では、公職者が功利計算を行うことになる。しかし、そうした功利主義者を中心とする社会描像は「総督府功利主義」として批判に遭っていた。しかし、グッディンはそれでも、公共政策の策定と実施に関わるという自らの理論の特徴をよく表しているという理由で、自らの功利主義を「総督府功利主義」と呼ぶ。もちろん、人々が諸規則にアクセスできるという点で、グッディンの理論は悪しき総督府功利主義とは異なる。このような功利主義は公職者に着目するという点から、従来の批判を退けることができる点で魅力的である。

このようなグッディンの功利主義は責任概念と強い関連があると先ほど述べた。第Ⅱ章では、責任に目を移し、グッディンが念頭に置いていた責任概念を確認するとともに、グッディンによる割当責任の描かれ方について検討することにした。

Ⅱ グッディンの責任論

グッディンは *UPP* の全18章のうち5章分（2・5・6・7・16章）を責任の議論に充てている。各章の内容を簡潔に説明しておく、2章は集団的責任（collective responsibility）の論証、5章は責任概念の分析、6章は結果に対する過剰決定事例と過小決定事例の検討、7章は善い結果あるいは悪い

れはグッディンの言う責任にあたる）が鍵となると述べている（ヘア1994：220-228）。また安藤（2010b）も権利は「 $\forall(x)\forall(y) : x$ がPであるならば、 x は y に対し ϕ する（一応の）責務を負う」（安藤2010b：116）とする責務の形に定式化できるとし、この定式を功利主義に見出せるか検討することで功利主義と人権の関係について論じている。このように、責務責任は功利主義と権利や正義を結びつける役割を担っているように思われるのである。

結果に対して複数の関係者が存在する場合の責任の分配方法の検討、16章では自国の人が他国の人と比べて特別に扱われる理由の検討がそれぞれ行われている。

こうした一連の議論は、割当責任（apportioning responsibility）モデルとして結実する。このモデルは第I章で述べたように、全員が同じ責任を担うよりも、特定の人にその責任を割り当てたほうが、功利主義的に見て善い帰結を導くというものである。瀧川裕英は「割当責任論」を（割当責任をARとおいて）次のように定式化している。

AR1 全員が、ある課題を解決する責任を負う

AR2 その課題を効率的に解決するためには、責任を分割して割り当てるのが効果的である

AR3 一部の者が、割り当てられた特別な責任を負う ∵ AR1 & AR2
(瀧川2017b : 293)

この定式はグッディンの考える割当責任モデルを分かりやすく示しているが、他方でグッディンのアイデアをより明確に述べるための余地を残している。以下では、この責任モデルに繋がるグッディンの議論について検討していく。

i 責任概念の概要

日常的に「責任」という語は数多くの意味で用いられているが、グッディンが用いる責任は、分かりやすい例を挙げるならば「親には子をしっかりと養育する責任がある」「教師には生徒が集中して学習できる環境を作り上げる責任がある」のように表現される責任である。これは、瀧川が「責務責任」と呼ぶものにあたる。責務責任とは、「人がある立場・地位・役割を占めることによって発生する何らかの責務を意味する概念」（瀧川2003 : 36）で

ある³³⁾。先ほどの例でいえば、「親」「先生」といった、その人の特定の社会的役割によってこの責任は生じている。また、責務責任は何かの出来事の前に観念される(瀧川2003: 38)。「人を殺した X には刑罰を受ける責任がある」といった意味の責任——瀧川の言う「負担責任」³⁴⁾——は、人が殺されるという出来事の後に観念されるが、責務責任は特定の出来事が起こる前に観念できる。このような簡単な見取り図をもったうえで、グッディンの責任概念について見ていこう。

グッディンは自らの責任概念を、義務 (duty) 概念と対比させながら説明している。グッディンにとって責任は義務を含意し得るが、彼自身は義務よりも責任に魅力を感じているようである。というのも、彼にとって義務は義務論的な性質を、責任は帰結主義的な性質を有しているためである(そして前章で確認したように、グッディンは帰結主義の一形態である功利主義にコミットしている)。責任と義務は、彼の言うところの非難責任 (blame-responsibility) ——行為に帰される称賛および非難 (Goodin 1995 : 81) ——を導く点で主に共通しているが、相違点もいくつか存在している。

まず、責任と義務それぞれの定式を確認しよう。第一に、責任と義務には共通する定式が存在する。

33) 瀧川曰く、責務責任の性質としては、義務を含み得ること、しかし責任は義務と異なり裁量があること、転嫁が可能であることがある。「転嫁が可能」というのは、A が責務責任を果たせないとき、A の代わりに B が責務責任を負うことができるということである。たとえば瀧川は、加害者に資力がないときに第三者が代わりに被害者を救済するという具体例を挙げる(瀧川2003: 37)。議論を先取りすると、こうした責務責任の性質はグッディンの A ought to see to it that で表される責任によく当てはまる。また、グッディンの割当責任モデルが個人の一般的な責任を免除して特定の人物に特別な責任を負わせることができるのは、この性質に依ると考えて良いだろう。

34) 負担責任とは、「広義には、負担あるいは不利益を意味する概念である。狭義には、過去責任状況において、規範違反の結果として発生する負担あるいは不利益を意味する概念である」(瀧川2003: 35) (なお、過去責任状況とは規範に違反したことを原因とする責任の状況である(瀧川2003: 18-19))。たとえば、殺人事件を起こした人には刑事では刑罰という法的な負担責任があり得るほか、人々からの非難という道徳的な負担責任もあり得る。

共通定式：A は X が実現するよう取り計らうべし（A ought to see to it that X.）（Goodin 1995：82）

A は特定の行為者を、X はある状態を示している。義務と責任の違いは、この X が何を表現するかに依存する。義務の X は「A は ϕ する、あるいは ϕ しない」と表現される。したがって、義務は次のように定式化される。

義務：A は ϕ するよう取り計らうべし、あるいは ϕ しないよう取り計らうべし
（A ought to see to it that A does or refrains from ϕ ）（Goodin 1995：82）

ϕ は特定の行為を指している。

これに対して、責任の定式はやや複雑である。まず大前提として、次のことが言われる。「義務の記述は X の項に必ず A の行為への言及を含んでいなければならない。A の責任の記述は X の項の中で A [という主体] と A の行為両方に言及してはならず、また、どちらにも [A にも A の行為にも] 言及しなくともよい」（Goodin 1995：83）。つまり、責任には① X に A も ϕ も含まず、B の状態のみ言及するもの、② X に B と ϕ だけを含むもの、③ X に A の状態だけを含むもの、という3つのパターンが考えられる。

これを踏まえつつ議論を先取りして定式化しておく、責任は次のような基本パターンを有する。

- ①（B・状態）A は B のある状態が実現するよう取り計らうべし
- ②（B・行為）A は B が ϕ するよう取り計らうべし³⁵⁾
- ③（A・状態）A は A のある状態が実現するよう取り計らうべし（自己

35) グッディンの「A と A の行為を両方含まない」という表現をそのまま受け取れば、「A は [B が A の行為を行う] よう取り計らうべし」という責任が理論上あり得るが、「B が行う A の行為」とは要するに B の行為であろうから、ここでは「B が ϕ する」としている。

監督責任)³⁶⁾

B は A とは同一でない行為主体を指している。表にするなら下のようになる³⁷⁾。

	特定の行為	状態
X に A のみ	義務	責任 (自己監督責任) (③)
X に A と B	責任 (他者行為監督責任) (②)	責任 (他者状態監督責任) (①)

こうした責任と義務の特徴について、その共通点と相違点を見て行こう。

(1) 定義上の差異

先述の通り、責任と義務の違いは X 内で A と ϕ の両方に言及しているか否かである。たとえば、「政府は国民が寄付を行うよう取り計らうべし」は「国民が寄付を行う」が X にあたるが、この X の中では A にあたる「政府」は言及されておらず、加えて「寄付を行う」のは国民という A とは異なる行為主体であるから、これは責任にあたる。他方、「あなたは貧困地域に寄付を行うべし」は「あなたはあなた自身が貧困地域に寄付を行うよう取り計らうべし」と言い換えられ、これは「あなた」という行為主体と「寄付を行う」というあなたの行為が言及されているために義務である。

以上の定義からすると、責任には①や②のように A とは異なる行為主体について X 内で言及する余地があるが、義務にはその余地がない。①や②のように定式化できる責任を監督責任 (supervisory responsibility) と呼ぶ。た

36) これは手段が一つに限られないという点で義務と異なる。ただし、責任の定式にあっても、ある状況において手段が一つに限られた場合には、義務との違いは形式的にはなくなる (それでも、それが責任に由来する場合は他の手段をさらに模索できる点で義務とは性質が異なるのだが) (Goodin 1995 : 85)。

37) 表中、②および③の「他者行為監督責任」「他者状態監督責任」は分かりやすさのために筆者がつけたものであり、グッディンは両者を監督責任と呼んでいる。

たとえば、「軍隊の指揮官は部下たちが指示通りに敵の砦を攻撃するよう取り計らう責任がある」や、「警察官は人々が刑法に触れる様々な行為を行わないよう取り計らう責任がある」（Goodin 1995 : 82）といった場合、そうした責任は監督責任である。

監督責任は義務と排他的な関係にある。定義上、義務は A という主体と A の行為の両方に言及しなければならないうえ、そもそも義務が監督責任のような形式を取ることに意味はない。「A は人を殺してはならない」や「A は嘘をついてはならない」という義務を A 以外の者が代わりに果たすことはナンセンスである。したがって、義務が他者の行為に言及することは有り得ない。

(2) 裁量

また、責任は裁量を認める。X を目的とみなしたとき、監督責任の場合には「A は B がゆすることをどのように実現させるか」という点で裁量が認められる。③のような監督責任でない責任の場合——X 内の行為主体が A である場合——、「A は自分がどのように目的を達成するか」という点で裁量が認められる。たとえば、「A は自らの才能が十全に発達させられるよう取り計らうべき」というとき、これは監督責任でない責任でありつつ、どのように才能が発達させられるのかについては一任されている点で裁量がある。この意味で、責任は数量的 (scalar) であると言われる (Goodin 1995 : 85)。

しかし、義務に裁量はないとされる³⁸⁾。たとえば「人を殺してはいけない」という義務に裁量は存在しない。人を殺すか殺さないかは2つに1つである。この意味で、義務は二項的 (binary) と言われる (Goodin 1995 : 85)。

38) ヴァン・デ・ポール (Ibo van de Poel) は、「真実を伝えなさい」という義務があったとして、どのように真実を伝えるか、どこまでの真実を伝えるかという意味では裁量があると主張しているが (van de Poel 2011 : 48)、それはグッディンが意図する意味での裁量ではないように思われる。

また、責任は状況によって、その裁量が実質的に失われることがある。つまり、状況を鑑みると行為主体が行為を1つしか用意できない場合があり得る。このとき③のような責任は実質的に義務と同型になる(X内で行為主体Aと ϕ の両方に言及する)ため、その責任は義務となる。また、状況が再度変化して行為が2つ以上用意できるようになれば、その義務となった責任は責任に戻る。すなわち、責任か義務かの区別は状況に依存し得る。

(3) 自己監督責任

ここまで挙げてきた責任の例のいくつかにおいてもXは受動態で表現されていたが、この受動態は責任にとって重要である。受動態で表現することによって、A以外が行為しても責任を果たすことができると示されるからである。たとえば「Aはイヌがよくエサを与えられるよう取り計らうべき」の場合、Aがイヌにエサを与えても、Aが友人に頼んでイヌにエサを与えさせても、Aが自動給餌機を購入してエサを与えさせても、イヌが勝手に狩りをして腹を満たしても、Aは責任を果たしたことになる。つまり、Xを実現させる手段は問われない。ただし、Aが責任を果たしたと言うためには、Xを実現させることに加えて、「取り計らう」(see to it that) こともしなければならない。つまり、Aは最低限、Xが実現されるまでその過程を逐一チェックすべきである。イヌがエサを与えられるように取り計らうとき、たしかにイヌがどのようにエサにありついても構わないが、Aはイヌがエサにありつくまでの過程が、自分が予測した形で推移しているかを継続して確認しなければならない。これを、自己監督責任(self-supervisory responsibility)と呼ぶ(Goodin 1995: 83)。

自己監督責任は義務にも共通する。ただし、義務の場合、Aは必ず意図して ϕ しなければならない点が狭義の責任と異なっている。つまり、義務は「AはAが意図して ϕ するように取り計らうべし」と表現される。しかし狭義の責任では、Xは(Aが監督している限りにおいて)偶然達成されても問題はない(Goodin 1995: 84)。

（4）責任—帰結主義、義務—義務論

責任はそれを果たしたかどうかについて数量的（scalar）であり、義務は二項的（binary）であることは既に述べたが、これは言い換えれば、責任はXの実現度合いに応じて達成度に程度が存在する一方、義務は達成度に程度が存在しない（達成されたか否かでしか語られない）ということでもある。グッディンはこの特徴の背後に、帰結主義と義務論の対立を見出す。

責任は帰結主義をベースとする。ある結果とまた別の結果を多かれ少なかれ代替可能なものとして考えるためである。義務は義務論をベースとしている。ある義務とまた別の義務は、たとえ同じくらい重要であったとしても、あくまで別のものとして扱われるためである。つまり義務は帰結主義と異なり、ある義務を果たしたからといって、それがまた別の義務を果たしたことにはならないと考える。たとえば、グッディンの例ではないが、「貧困問題が解決されるよう取り計らう」責任を考えたとき、その責任を果たそうとした結果、食料が一時的であれ行き渡ることも、子どもたちの教育の機会が確保されることも、同じく「責任を（多かれ少なかれ）果たした」と評価されることだろう。しかし「寄付を行う」義務を考えてみると、その義務を負う人が寄付の代わりにその他の人道支援を行ったとしても、それをもって寄付を行う義務を果たしたことにはならない。このように、責任を果たしたかは行為の結果がどれだけXを実現できたかという、程度で測ることができるが、義務を果たしたかはXで指定された ϕ が実行されたか否かでしか測ることができない³⁹⁾。

39) 他には責任の特徴として、責任にはXが完全に果たすことのできるものと、そうでないものを両方扱うことができる。完全に果たすことのできる責任を、「目標固定的責任」(fixed-target responsibility)と呼ぶ。他方、Xが理想的な世界状況を描いているなどで完全に果たすことのできない狭義の責任を「目標後進的責任」(receding-target responsibility)と呼ぶ。なお、義務は責任と違い、こうした実現不可能なXを設けることには意味がない。

ii 責任の割り当て

こうした責任概念を採用すると、責任の割り当てができるという利点が生まれる⁴⁰⁾。

2人以上が共同して悪い結果に関与しており、その結果に対して非難を行いたい状況を考えてみよう。このとき、義務論はその結果に関与した過去の行為について、それを意図したか否かで非難を割り当てる。それに対してグッディンは、そうした過去の行為とは別に、未然にタスクや義務、仕事 (job) などを割り当てておき、それに基づいて非難の度合いを決定する方が優れていると考える。グッディンは前者を「義務論型の非難責任モデル (the deontologist's model of blame-responsibility)」(以下 B-R⁴¹⁾)、後者を「タスク責任モデル (a model of task-responsibility)」⁴²⁾ (以下 T-R) と呼ぶ。ここで B-R は利害関係者の過去の行為から非難を導くという一連のプロセスの名前であり、T-R は事前に与えられたタスクの違反から非難を導くという一連のプロセスの名前である (Goodin 1995 : 100-101)。

グッディン曰く B-R は、法律家、聖職者、義務論者⁴³⁾ が用いる意味での責任の、標準的なモデルである。というのも、彼らの責任モデルもまた、特定の種類の状態に対して非難や称賛を人々に与えるためである。法律家や義務論者のもとでは、「人々は典型的に、彼らの特徴における重大な欠陥や、その欠陥から生じる結果 (とりわけ危害) に対して責任を有する」(Goodin

40) UPP 第 6 章も責任の利点を論証するものである。しかしグッディンがどのような法理解を前提としているのか、liability という語でどのような概念を指示しようとしているのかなど説明が不十分な箇所が多いため、本稿では取り扱わないこととする。

41) ここで the deontologist's model of blame-responsibility を B-R と置くのは、グッディンがこのモデルを 2 回目以降は単に the model of blame-responsibility と表記するためである。

42) この責任モデルの呼称はグッディンにならったものだが、B-R も T-R も非難を導くことを考えれば、「義務論型の非難責任モデル」に対応させて T-R を「帰結主義型の非難責任モデル」と呼称しても差し支えないようにも思われる。それでもグッディンが T-R と名付けたかったのは、T-R が義務論のように単に非難を帰するのではなく、タスクの割り当てを介するという側面を強調したかったためであろうか。

43) 原文では正確にはカント主義者 (Kantian) とされているが、これは義務論者とはほぼ同じ意味であると思われる (Goodin 1995 : 100)。

1995：100-101)。つまり人は人の行動から読み取れる意図などの特徴 (character) によって非難され、「この人はどんな性格なのか？」(what sort of person one is?) という問いが重要となる (Goodin 1995：101)。

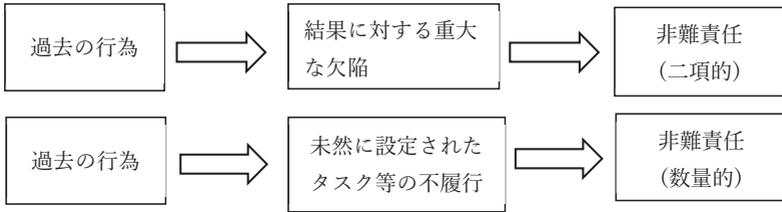
対して、T-R はそうした意図などの特徴からではなく、事前のタスクから非難責任⁴⁴⁾を問う。非難責任とは、行為に帰される非難および称賛のことであり、瀧川が分類するところの「有責責任」にあたるものである。有責責任は「行為者が一応の非難対象であること」(瀧川2003：33)を意味する概念であり、関与責任——「過去の出来事に対する何らかの作用・連関・関与を意味する概念」(瀧川2003：30)——の内の一種である⁴⁵⁾。T-R は責任割当てに際してそれを果たせるだろう人に責任を割り当てる。そもそも責任を果たせるだけの能力がない人に責任を割り当てても無意味だからである。よって、B-R とは違い T-R では、非難責任が問われる時、「誰がどんなタスクを割り当てられていたか？」という問いが重要な意味を持つ。T-R のもとでは、「[私の仕事]と[あなたの仕事]との差異は特に大きい」(Goodin 1995：101)。そして、人々に対する非難は、彼らが責任をどの程度果たせたかで決定される。過去の行為を受けて人々に非難を与える B-R と T-R の流れは、次頁の図で表せる。

B-R に対する T-R の利点を理解するため、(グッディン自身の説明を簡略化して) 次のような例を想定しよう。

複数人で構成されるテロ集団が、政治的な訴えのために爆弾を仕掛けよ

44) UPP 第7章では、今までの文脈ならば blame-responsibility と表記されていたであろう箇所が一貫して responsibility という語に置き換えられている (blame-responsibility は UPP 第5章と異なり deontological model of blame-responsibility のように立場を指すものになっている)。この responsibility を “X ought to……” で示される概念を指しているものと解釈すると話が繋がらない箇所が多く存在する。むしろ、responsibility は法的な制裁や道徳的な非難を受けるべきであるという意味での責任を指していると考えたほうがよい。よって、UPP 第7章部分の responsibility をここでは一応、「非難責任」と訳しておくこととする。

45) この有責責任は必ず行為者に帰属する (瀧川2003：33)。T-R で言えば、A がタスクを遂行できなかった場合、非難対象となるのは必ず A である。



うと考えている。標的となったのは大型のスーパーマーケットである。テロを執行する日の朝、スーパーの裏手に忍び込んだテロリストたちは、ゴミ捨て場に爆弾を設置することにした。ゴミ捨て場には大量のゴミがあったので、隠し場所には困らなかった。爆弾はテロリストの1人が爆弾を運搬し、また別のテロリストがタイマーをセットして設置した。テロリストたちが去ったあと、誰も爆弾には気付かず、スーパーが混雑するお昼時がやってくると巨大な爆発が起こり、大勢の買い物客が亡くなった (Goodin 1995 : 101-102)。

この事例において、グッディンは非難が加えられる者を何人か想定する。「起爆したテロリスト、その他のテロリスト、スーパーの清掃員、スーパーの保安担当者、政治家」である (Goodin 1995 : 102)。この場合、私たちは直観的には、起爆したテロリストが一番大きな非難を受けるべきで、政治家はこの中では一番小さな非難を受けるべきだと考えるはずだ、とグッディンは推測した。結論から言えば、この直観を理論的に裏付けるという点で、グッディンは T-R が最適であるとする。

さて、B-R は過去の行為から人々の取り扱い方を決定するが、その中でも3つのアプローチが存在する。主流のアプローチである1つ目は、故意 (mens rea) のある人は刑法上の罪があり、故意でない人よりも故意のある人の方が重い責任を負うというものである。2つ目は、過失につき罪のある人はいくらかの責任を負い、その程度は過失のある人が発生を予期すべきであった害悪の大きさと、その予期の見込み (probability) の大きさによって決まるというものである。3つ目は、非難を与えるにあたって意図は辞

書的に過失に優先するというものである（Goodin 1995：103-109）。

こうした説明は一見テロ事例を説明できるように思われるが、しかしよく考えるとこれらは説得力に欠けるとグッディンは言う。まずB-Rには意図をベースとする側面がある。しかし、この意図は様々な人の様々な責任を区別することができないという点に問題がある。たとえば、テロリスト全員が計画を知っていて実行にも同意していたとする。そのうちの1人が病気などなんらかの事情で実行日には他のテロリストに同行していなかった場合、意図が同じという点だけに着目すると、このテロリストと爆弾の起爆者に向けられる非難は同じということになってしまう。こうなるのは、意図が程度を認めないためである。グッディン曰く、「結果が意図されると言われるのは、その結果が、望まれた目的が達成されるために必要不可欠な部分であるとき、そしてその場合に限る」（Goodin 1995：104）。結果が目的達成に必要不可欠な部分であることに程度はないため、意図にも程度がない。意図に程度がなければ、非難責任の程度も認められない（Goodin 1995：103-106）。

B-Rは過失をベースとして非難責任を負わせることもできる。過失から非難責任を割り当てる際には、意図ベースとは異なり、非難責任の程度を問題とすることができる。しかし、それは発生する危害の規模と危害を予見できる可能性に依存しており、これは誤った非難の配分を行ってしまう。たとえば、テロを間違いなく誘発すると分かっている政策に投票する有権者がいたとすれば、その有権者は警備員や清掃員よりも強い非難を負うことになる。これは一般の人々の直観に反する（Goodin 1995：106-107）。

また、どれだけ過失が大きくとも意図を重視することで非難責任を負わせることもできる。しかし、たとえば爆破テロの事例で、警備員が意図的にではなく、あきれるくらいの過失で爆弾を見過ごし、そのせいで爆破が成功してしまった場合、それでも辞書的に意図を参照して非難責任を考慮するのは、人々の直観を捉え損ねている（Goodin 1995：107-109）。

それに対して、T-Rはテロ事例に対して次のように向き合う（Goodin 1995：

109-113)。先述の通り、T-R は事前に割り当てたタスクに応じ、事後的に様々な非難責任を生じさせる⁴⁶⁾。テロリストにはタスクにあたるものとして、他者に危害を及ぼさない義務（ここでの義務はネガティブなタスク責任 (Goodin 1995 : 110)）があったと考えられる。そして、爆弾を起爆したテロリストはこの義務に反している。

義務やタスクの違反が確認されれば、T-R は非難の確定を行う。非難は引き起こした状態に寄与した程度で決定される。そのため、グッディンに従えば、爆弾のタイマーを設定して設置したテロリストは爆弾を運搬したテロリストよりも大きな非難に値する。

B-R において過失は危害を引き起こす可能性の大きさおよび危害の予見可能性の大きさから判定されるが、T-R において過失は義務を怠ること (shirking of one's duties) であるとされる。たとえば、子どもの虐待について、児童相談所の職員や近隣住民たちが虐待を疑う微かな兆候をいくつか認識していたにもかかわらず然るべき場所に報告をしなかったとき、近隣住民の方が危害を引き起こす可能性や予見可能性が大きかったとしても、非難責任は T-R によれば児童相談所の職員の方が大きい。なぜなら、虐待を探し出して報告する義務は児童相談所の職員の仕事 (job) であって、近隣住民の仕事ではないからである。

要するに、T-R においては割り当てられたタスクの重要度と、タスクの達成度が肝要である。異なる人々には異なるタスクが割り当てられるだろうから、異なる人々はそれぞれ異なる責任を有している。そして、責任を果たせなかったことに対する非難の大きさは、問題となる結果を生み出す際に果たすべきだった役割の大きさに依存する。

このように、T-R は B-R と比較して、「この人はこの人と比べて悪い気

46) このタスク割り当ては、人ごとのタスク遂行能力の違いを意識して行われる。グッディンは能力の違いについて例を挙げながら、「これら全ては帰結主義的な考慮であり、人々がタスク責任を果たすことができるという根拠に基づいてタスク責任は割り当てられる」(Goodin 1995 : 110) と述べている。

がする」といった一般人の常識的見解を上手く説明できる点で優越する。実践的な問題に対応できることを重視する、彼らしい議論であるといえよう⁴⁷⁾。

iii 集団的責任

前節では責任が割り当て可能であることについて確認した。本節では、グッディンが割当責任モデルにとって不可欠とする、集団的責任 (collective responsibility)⁴⁸⁾ について確認したい。以下ではグッディンの議論でこの集団的責任がどのように必要とされ、どのように運用されるのかについて概観する (Goodin 1995 : 28-44)。

集団的責任とは、個人が負う広義の責任を免除し、個人には集団のために必要な責任のみを負わせるものである。集団的責任が要請されるのは、調整問題の存在ゆえである。もし個人が問題解決にあたる時、その問題解決を完全な義務 (perfect duty) ——常に果たさねばならない、要求の強い責務⁴⁹⁾ ——としてしまうと、その個人の行為は余分になるか、逆効果にな

47) ただし、このようなグッディンの議論には1つ注意が必要であるように思われる。というのも、グッディンの言う義務論はどのようなものであるか、すなわち、グッディンは誰のどのような思想を批判対象としているのかが判然としないからである。テキストを参照すると、グッディンは義務論者を「あらゆる行為をインプットの観点から——とりわけ、行為が生じる場所の動機と意図の質の観点から判断するだろう」(Goodin 1995 : 28) 人々であると表現しているが、ここに出典は示されていない。そしてその後も、管見の限り、グッディンは義務論者として誰を挙げるでもなく批判を続けている。これは、いわゆる薬人形論法になっているおそれがある (Baron 1998 : 152)。義務論との比較で長所を強調する箇所は、若干その価値を割り引く必要があるかもしれない。

48) ここまでたびたび責任に関する瀧川の議論を援用してきたが、集団的責任 (集合的責任) については、瀧川の説明するものとグッディンの説明するものとは意味するところが異なっている。瀧川は「集合的責任」を「個人が有責責任がないにも拘らず、ある集合体に属するという理由で、個人が負う負担責任」であるとしている (瀧川2003 : 42)。たとえば連座制で被る罰刑や、使用者責任などが瀧川の分析する「集合的責任」にあたる。しかし、グッディンにとって集団的責任とは、集団の構成員が集団的に負う「道徳的に望ましいことが行われるよう取り計らう強力な完全な義務」のことである (Goodin 1995 : 32-33)。つまり、グッディンの言う collective responsibility は、負担責任ではなく責務責任に属する。

49) なぜ「義務」を説明するために責務 (obligation) という概念が導入されているのか、両者の関係は判然としない (Goodin 1995 : 30-31, 40)。

る可能性がある。この調整問題に対しては、各人が「私の仕事ではない」(It's not my job) と言える状況を作ることが、調整のためには相応しい。各人が「私の仕事ではない」と言えるということは、各個人は不完全な義務——少なくとも時折果たせばよい、要求の弱い責務——を負っているということである。このように個人が道徳的に望ましい行為をする完全な義務を負っていないとき、集団単位では集団の構成員全員が、過度な犠牲を伴わず、かつ可能な範囲で、道徳的に望ましい行為がなされるよう取り計らう責任を有する (Goodin 1995 : 28-31)。

功利主義的に善い帰結をもたらすために必要となる調整は、その性質上一人で行うことは不可能である。というのも、調整スキーム (coordinate scheme) が機能し始めるためには、スキームを誰かが意図して編み出し、全員が意図してそれに従わねばならないためである。また、調整スキームを維持するためには、恒常的な監視と、スキームをよりよくしていくための再編の2つが必要となるが、これも集団として行われなければならない。こうして、行為を調整するために私たちは集団として努力していかなければならないという主張が成される (Goodin 1995 : 31-35)。

では、責任を負うことができるのはどのような主体なのか。それは第一には国家である。「第一には」というのは、集団としての意図があれば、どのような集団でも責任を負うことはできるからである。しかし、教会や商会といった組織は国家の許可のもとに存在するので、その意味で国家は第一の責任主体である⁵⁰⁾ (Goodin 1995 : 36-37)。

実際に個人の責任がどのように免除されるのかについて、グッディンは身体の保護を例にとる。私たちには、他人を傷つけてはならないという義務がある。これを免除することは難しい。しかし、他人を保護する義務はあるだろうか。これは免除されるべきだろう。というのも、他人を保護す

50) ただし国家が責任を負うといっても、それはなんらかの個人に還元できる限りでのことである。つまり、グッディンは国家を一個の人工の行為主体として捉えているわけではない (Goodin 1995 : 36)。

ることにはコストがかかるうえ、要救助者を救助するのに適格な人が複数人いるとき誰が救助すべきか明白ではないためである。もちろん、こうした条件をクリアできるのであれば、その限りで個人は容易な救助を行う義務（duty of easy rescue）を負うかもしれないが、一般的には、他人の身体を保全することは集団的責任である（Goodin 1995：42-45）。

なお、国家が行う強制は、以上のような集団的責任の存在によって正当化されるのだとグッディンは述べる。たしかに全ての人間が規則や政策を遵守するとは考えづらいため、調整は一定の強制抜きには果たし得ないであろう。この強制について、グッディンは2つの主張を行う。1つは、強制は調整スキームから逸脱した人全員に対して行うこと、もう1つは、サンクションは国家を究極的な源泉とすることである（Goodin 1995：40-41）。

まず前者について、調整スキームにおいては、人々が多少調整から逸脱する行為をしても、全体から見れば問題がない場合が多い。しかし、その場合でも強制は行われなければならないし、彼らには調整スキームにとって問題が生じる場合と同じサンクションが加えられなければならない。なぜなら、それらを見逃せば人々は調整スキームにとって余裕のある範囲で逸脱を行ってしまうからである⁵¹⁾。

では後者はどうか。サンクションといえば通常は国家が主体として加えるものであるが、グッディンは企業が従業員に加える処分なども私的なサンクションとしてサンクションに組み入れる。ただし、こうした私的なサンクションは国家が作る規範の範囲内で許されるものであるから、その意味でサンクションは国家を究極の源泉とする⁵²⁾。

51) これがなぜ悪いのかグッディンは説明していないが、それはおそらく各人が各人の情報の限りでこのように考えることで、調整の枠組みが崩壊してしまうためであろう。

52) ただ、ここで強制が許されないのはどういった場合なのかについて、議論は十分なされていない。グッディンはサンクションの限界について、「サンクションを課すことは、それが集団的企図の追求上、どんなに大規模であろうと、どんなに些細なものでであろうと、正統なものではあり得ない」と述べたうえで、「しかしいくつかの調整は他の調整よりも明白に重要である。そして論理の上では、より重要な目的の支えとなるように、より大きなサ

議論をまとめよう。まず、調整問題の存在を背景として集団的責任が要請される。つまり、集団の中で各人が完全な義務を負う場合、それは不必要にコストがかかり、功利主義的に芳しくないので、「私の仕事ではない」と言って責任を免除されるような調整が必要とされる。これは言い換えれば責任の割り当てである。責任の割り当ては一人ではできないため、自然と集団による割り当てが要請される。その第一の主体は国家であり、国家が調整の編成と維持を行う。この調整次第で、個々人はその責任や義務を免除されることがある。なお、国家はこの集団的責任と調整の必要性を根拠として、必要があれば人々にサンクションを加えることができる。このように、グッディンは集団的責任を正当化し、それを基にした責任の割り当てを構想するのである。

iv 割当責任論と脆弱性の関係について

ここまで、割当責任モデルを構成する責任概念、責任の割り当て、集団的責任について見てきた。本節では、グッディンの割当責任モデルと脆弱性の関係を検討し、脆弱性が実は割当責任モデルと密接な関わりがあるのだと示したい。そのために、まずはグッディンの役割責任 (role responsibility) という概念に触れることから始めよう。

割当責任モデルは功利主義による評価を前提としながら特定の人にタスク・義務・仕事を割り当てるが、ここで割り当てられるタスク・仕事・義務は往々にしてその人の役割に応じたものとなる。この意味で、その特別

ンクションを課すことはできるだろう」としている (Goodin 1995: 41)。また、ある人に対する強制は、調整スキームが存在しない、互いに人々が傷つけあうような状態より悪い状態になるようなものであれば許容されない。しかし、こうした議論はやや抽象的で、サンクションを限界づけることの説明になっているとはあまり思えない。この論点は重要ではあるが、本稿の主題である責任からやや逸れるため詳しくは検討しない。ただしアプローチとしてはたとえば、グッディンの功利主義理論を背景に構築された憲法のような法規範を執行のガイドラインとすることが考えられる。本稿では取り急ぎ、このアプローチによって執行を限界づけることにしたい。

な責任は役割責任と呼ばれる。たとえば、医者 of 患者に対する責任、弁護士 of クライアントに対する責任などは役割責任である。

グッディンはこうした役割責任について、UPP 出版の3年後である1998年に公開された「役割責任としての公務功利主義」(Public Service Utilitarianism as a Role Responsibility) という論文でいくつか説明を加えている。この論文は、UPP では詳しく説明されなかった役割責任——とりわけ公職者の役割責任——に着目することで、彼の功利主義を擁護する更なる（しかしUPP と根底では繋がっている）根拠を示そうとするものである。まず、ここでグッディンが言うには、役割責任は特別な義務（あるいは特別な責任。義務と責任は重なり合うことがあるのであった）の集合に過ぎない。そしてこの特別な義務は、2つの方向から発生する。1つは基本的自発モデル (the basic voluntarist model)、もう1つは脆弱性 (vulnerability) である。

自発モデルの責任は、契約関係に最もよく現れるものである。売買契約が結ばれた場合、債務者は債権者に対し規定の額の金銭を支払う義務を負う。対して脆弱性からの責任は、弱者を保護する責任である。1985年の著書、『脆弱者の保護——社会的責任の再分析』(Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibility) では、「弱者を保護する義務とは、危害の発生を未然に防ぐことである」(Goodin 1985: 111) と述べられている。ここで危害 (harm) とは人々の厚生や利益に向けられるものを指している。通常、ある人は他のある人に対してなんらかの意味で脆弱である (危害を加えられ得る)。たとえば、飛行機の乗客はパイロットに対して脆弱である (Goodin 1985: 112)。このとき、パイロットは乗客を安全に目的地へ送り届ける特別な義務を有している⁵³⁾。役割責任は、時には重なり得るこうした

53) 脆弱性はケアの倫理でも言及されるが、ケアの倫理が一般に想定するものはグッディンとは異なる。というのも、グッディンは脆弱性を関係性の中で浮かび上がるものと捉えるが、ケアの倫理は人間それぞれが本質的に脆弱性を抱えていると考えるからである (安井 2024: 31-32)。ちなみに、ケアの倫理における責任分配とグッディンの脆弱性に基づく責任論とを比較し、グッディンの方針を基本的に擁護するものとして佐藤 (2015) がある。

2つの源泉を持つ特別な義務（責任）によって確立され、加えて功利主義理論によって支持される。

功利主義理論を背景としていることが分かりやすいのは、この役割責任が、いつでも全うしなければならないものではないとされている点である。割当責任モデルは、特別な責任を設定したほうが効用の最大化が果たされるという理由から特定の人に特別な責任を割り当てるものだった。これは裏返せば、効用が最大化されないときには一般的な責任が優先されるということである。たとえば医師には通常、自分の患者に対してできる限り最善の治療を施す義務がある。しかしトリアージが必要な切迫した状況にある場合、より多くの命を救うという一般的な義務の要請から、目の前の患者への治療よりも、他の患者への治療が優先されることになる。

数多くの役割責任が認められる中で、グッディンが重視するのは公務員（public servants）の役割責任である。この公務員には、議員や官僚、裁判官、地方自治体の首長、刑務所の看守などが含まれている。公務員は公共の利益を促進することが使命であり⁵⁴⁾（Goodin 1998 : 329）、そのためには功利主義が最適な方針となるだろう⁵⁵⁾。このような、役割を用いた功利主義のことを、グッディンは役割功利主義（role utilitarianism）と呼ぶ。

「役割責任としての公務功利主義」という論文において注目に値するのは、グッディンが脆弱性と役割責任の関係を説明していることである。従来、

54) なお、この公務員の役割責任と同じ公的で功利主義的な性質の責任が、公的な立場にある国民にも課される。たとえば有権者や納税者、裁判員などにあたる国民は、その役割の範囲で公的な責任を負う。ただし、彼らは法律の内容と功利主義の命令が根本的に矛盾していれば、功利主義に基づいて市民的不服従などの責任の回避が認められる可能性がある。また、公的な役割責任は常に私的な役割責任に優先するわけではなく、たとえば選挙よりも子どもの世話を優先することは認められる（Goodin 1998 : 329-330）。

55) もちろん、公職者は公職者である前に1人の人間であって、忠実に責任を果たすロボットではないのだから、彼らが完璧ではないという点には注意が必要である。たとえば政治家には汚職の危険が常につきまとう。ゆえに、公職者としての役割責任を喚起する方策も必要である。この点で、有権者には公職者が公的な立場で行動していることを思い出させることが求められる（Goodin 1998 : 332-335）。

グッディンにおける割当責任と脆弱性による責任は別のものとして扱われてきたが、この論文の内容はそれを塗り替えるものである。指摘の例として、瀧川によれば、グッディンは『脆弱者の保護』で展開した脆弱性を根拠とする責任論と、割当責任モデルとの関係を詳しく説明していないとされる。曰く、割当責任モデルによれば、AがBに対して脆弱でないとしても、責任を割り当てられればBはAに対する責任を負うのではないか、また、AがBに対して脆弱であっても、責任が割り当てられなければBはAに対して責任を負わないのではないか（瀧川2017b：307）。

この回答の手掛かりとなるのが、この「役割責任としての公務功利主義」で説明される脆弱性と役割の関係である。先に述べたように、この論文でグッディンは特別な責任の出自について、自発性と脆弱性の2つを挙げている。他方、UPPにおいて特別な責任とは功利主義に基づく調整の結果人々が割り当てられるものであった。そして両者には接合点がある。「役割責任としての公務功利主義」では、自発性や脆弱性に由来する特別な責任を功利主義に取り入れる（embrace）ことは難しくないと主張されているのである（Goodin 1998：321-322）。とすれば、その脆弱性を根拠とする特別な責任の束は、役割責任であると同時に、功利主義的なものでもある。

役割責任のうち、UPPにおいて明確に役割責任を有していると述べられているのは公職者である⁵⁶⁾（Goodin 1995：9-10）。ただし責任が割り当てられるには責任を果たせるだけの能力を有していることが必ず必要であるため、ここには功利主義的に考慮された能力要件も課されねばならない（Goodin 1995：109-110）。なおこの能力要件は、「危害を妨げることができる」という脆弱性から導かれる責任にも言えるだろう。なぜなら、「危害を妨げることができる」には、それ相応の身体的能力や精神的強度、あるいは何らかの権限が必要と思われるためである⁵⁷⁾。

56) また、括弧書きで市民の役割についても言及されている。

57) 『脆弱者の保護』でもグッディンは、救助可能な人が多数いるような場合、その中で救助する能力が最も高い（best able to help）人に救助の責任があるとしている（Goodin 1985：

以上からすると、グッディンの著作間で整合性が取れるように解釈すれば、割当責任モデルは次のようになるかもしれない。功利主義的な考慮——それは厚生的利益を基盤としていたが、先に述べたように脆弱者への保護義務とは脆弱者の厚生や利益に対する害悪を妨げることである (Goodin1985: 110-111) ——に包摂される自発性あるいは脆弱性を根拠としながら、責任を果たせる能力のある者に割り当てられるものが特別な責任である。特別な責任は束となり役割責任となる。グッディンにおいてその最たるものは公職者であり、彼らの持つタスク・義務・仕事とは先ほどの特別な義務 (責任) と同じか、それに由来するものである。

以上を踏まえて、割当責任モデルと脆弱性がどのように両立するのか考えてみたい。まず、A が B に対して脆弱であることは功利主義の枠内に組み込めるとというのがグッディンの発想であった。A が B に対して脆弱であるから、B は A に対する責任を有する。また、A と B は自発的に役割を決定したから、B は A に (あるいは A は B に) に対する責任を有する。両者は特別な責任の束として役割責任を形成する。ただ、特別な責任の束としての役割責任は、能力といった功利主義的考慮事項により万人が有するわけではなく、その意味で割当ての対象になると思われる。「結局功利主義で割り当てるのであれば脆弱性や自発性は不要ではないか」と思われるかもしれないが、しかしそれでも脆弱性や自発性を取り込むことには意味があると筆者は考える。たとえば公職者の間で、人々の基礎的な責任関係を規定するものとして脆弱性や自発性が明確に意識されることは、功利主義を通じて作られる規則の公開を重視するグッディンにおいては有意義に働くであろう。というのも、明文化された規則の中に脆弱性や自発性を意識した文言が盛り込まれ、それが公共的な知恵を形作っていくことになるからである⁵⁸⁾。よって、脆弱性からの責任と割り当てられた責任は、功利主義に

134)。

58) 第 I 章で見たような密教的な功利主義では、脆弱性をモデルに入れようが入れまいが実際の運用は統治者の匙加減であり、脆弱性は空虚なものになってしまうかもしれない。グッ

包摂される形で両立する関係にある。

こうした割当責任モデルを V-AR と置こう。瀧川の定式は次のようであった。

- AR1 全員が、ある課題を解決する責任を負う
- AR2 その課題を効率的に解決するためには、責任を分割して割り当てるのが効果的である
- AR3 一部の者が、割り当てられた特別な責任を負う ∴ AR1 & AR2

対して、グッディンの解釈により脆弱性を組み込んだ割当責任モデルは、瀧川の定式に倣えば次のようになる（V は vulnerability の略である）。

- V-AR1 全員が、功利主義的に善を最大化する責任を負う
- V-AR2 一部の者に対する責任の分割と割り当てが善を最大化する
- V-AR3 ただしその分割は最初、役割責任を形成する仕方で行われ、この役割責任は自発性が脆弱性またはその両方から生じる特別な責任の束から成る
- V-AR4 一部の者が、割り当てられた特別な責任の束として、役割責任を負う ∴ AR1 & AR2 & AR3

このように見ると、グッディンにとって脆弱性は責任の割当てと分離したものではなく、功利主義原理を軸としながら十分両立するものとして設計されていると考えられる。

v 小 括

ここまで、グッディンの責任論について見てきた。グッディンの言う責任は A ought to see to it that で表現され、人々は自らの能力に応じた地

ディンの功利主義理論が市民への情報公開を重んじるからこそ見出せる意義である。

位・役割から生じる、責務としての責任を有する。このタスク責任モデルは、人々にタスク・仕事・義務と呼ばれるもの、簡単に言えば「やるべきこと」を与え、その達成度合いに応じて称賛したり、非難したりする。法律家が用いる典型的モデルと比較すると、タスク責任モデルは複数人が共同して悪い結果に加担したケースによりよく対処できるとされる。このように説明された責任は、全員が全く同じように負うのではなく、ある責任を特別に負う人を予め決めたほうが、功利主義的に良い。このように責任を割り当てる発想は、脆弱性とは別個に説明されてきた。しかし、グッディンの文献を読むに、両者をつながりのある一つの理論として解釈するほうが、彼の理論は明確になる。

ところで、以上のような割当責任モデルの長所はどのようなものであろうか。グッディンが説明するところでは、割当責任モデルの長所は、やはり調整問題を解決できることにある。ある問題に対して、それを全員で解決するのではなく、特定の役割にある人々をその解決に取り組ませれば、課題は望ましい形で解決できる。既に挙げられている応用例として、グッディンは国境、国籍といったものも、この割当責任モデルにより説明できると述べている (Goodin 1995: 265-287)。国家や国籍、そして調整問題の解決に理論的な背景を付与することは割当責任モデルの重要な機能である。

そうした長所に加え、先の脆弱性の観点を踏まえると、より大きな社会的意義を割当責任モデルは発揮できるかもしれない。というのも、脆弱性は消極的には役割の恣意的な割当てを防ぎ、積極的には(脆弱性という見方がはっきりと意識されることで)対応できる問題の裾野を広げるからである。

以上のことを考えるために援用したいのがヤングの社会的つながりモデルである。私見では、割当責任モデルの議論と社会的つながりモデルの議論は、多くの点で非常に似通っている。もちろん両者は思想的潮流からしても相反するものがあるが、以下では試論として、両者の統合可能性を検討したい。また、その検討の中でグッディンの強みを浮かび上がらせたいと思う。

Ⅲ 試論：ヤングとグッディン

i ヤングの社会的つながりモデル

ヤングとの比較へ向けて、ヤングの社会的つながりモデル (social connection model、以下 SC) について説明したい。ヤングの出発点は、「構造的不正義」と呼ばれる不正義である。構造的不正義は、「個々の行為や個別の政策に原因を特定できる不正とは異なる」（ヤング2022：77）。ヤングは具体例として、シングルマザーのサンディを主人公とする物語を示す。2人の子どもがいるサンディの住む古いアパートが、ある日業者によって買い取られた。期限付きで立ち退かねばならなくなったサンディはアパートが不満だったため、いい機会だと転居先を探すが、職場に近い物件は高価でシングルマザーのサンディには手が出ない。制度を利用しようとしたが、補償は2年経たねば得られないという。結局サンディは職場から距離のある寝室1つのアパートに住むことになってしまった。追い打ちをかけるように、サンディは大家から3か月分の家賃を前払いするように言われるが、サンディにそのような余裕はなく、ホームレス一歩手前の状態に陥る……（ヤング2022：75-77）。

以上のようなシナリオで、サンディは「社会構造上のプロセス」における傷つきやすい (vulnerable) 立場にある。社会構造上のプロセスとは、「多くの他者のプロジェクトとの調整なきままに、実現しようとするたくさんの人々の行為の帰結が蓄積した結果」（ヤング2022：107）である。サンディの例で言えば、女性を低賃金労働に就かせる労働市場や、高所得者向けの住宅を建築・販売するインセンティブが社会構造上のプロセスにあたる（ヤング2022：121）。この社会構造上のプロセスによって、構造的不正義が生みだされる（ヤング2022：173）。

ヤング曰く、この構造的不正義に対処するには、法律家や倫理学者が一般に行うような「特定の誰かが責任を負うべき環境に対して因果的なつな

がりがあるということが証明される場合、責任がある」(ヤング2022: 173)とみなす責任実践は相応しくない。こうした責任モデルを帰責モデル(liability model)という。帰責モデルでの責任実践とは、「制裁、処罰、あるいは賠償請求や損害補償の目的で法の下あるいは道徳的判断で行われるこうしたすべての責任付与の実践」(ヤング2022: 175)である。

帰責モデルの限界として、ヤングは次の特徴を挙げる。すなわち、(1) 選定すること、(2) 社会背景の前提、(3) 過去遡及性である。

(1) 選定することとは、帰責モデルが責任のある人を選び出し、責任のない人から区別するという特徴を指す。帰責モデルには、「この者こそがその責任を負うべき行為者だと特定するという関心」〔傍点原著〕(ヤング2022: 175)があり、その選び出された者は処罰や非難を受ける⁵⁹⁾。

しかし構造的不正義は、特定の誰かによって引き起こされるものではない。むしろそれは、数多くの人々が不正義を生みだす規則や制度に参加していることによって引き起こされている。そのため、帰責モデルによって構造的不正義の責任を帰すことはできない。また、構造的不正義に加担する人々は、法や道徳の体系に全く違反していない可能性もある(ヤング2022: 187-189)。

(2) 帰責モデルは、誰かに責任を帰するか否かを判断するとき、その時の社会的背景を前提する。ヤング曰く、処罰や非難が与えられるとき、帰責モデルは社会背景としての構造からの逸脱を想定している。帰責モデルにとって特定の個人に責任を帰することは「標準的な状況に即して、通常へと修復すること」(ヤング2022: 190)である。しかし、それでは不正な構造を正すことはできない(ヤング2022: 189-192)。

(3) 過去遡及性は、非難責任の第一の目的とされる。すなわち、「危害の賠

59) 先の瀧川の分析を借りれば、この選び出された者は有責任と負担責任を両方とも負っているように見える。本稿では、責任のある人を選び出す帰責モデルの作用が有責任を負わせる作用であり、非難や処罰を負わせる作用が負担責任を負わせる作用であると一応解釈しておく。

償をするべき容疑者や加害の当事者を特定すること」（ヤング2022：193）が第一目的である。しかしこの責任実践は「終着地点にたどり着いてしまった、個別化できる行為や出来事」（ヤング2022：193）を対象としているからこそできることである。これに対して、「構造を通じて生み出された不正義は終着地点に到着しておらず、むしろ継続中である」（ヤング2022：194）。この観点では、帰責は意味をなさない（ヤング2022：192-4）。

以上のように、構造的不正義は帰責ではない別のアプローチを必要とする。そこで提案されるのがSCである。

SCの特徴は、責任が分有される（shared）点にある。この責任は、「不正な結果を生む構造上のプロセスに参加しているという事実」（ヤング2022：195）を根拠とする、「他の人びととともに不正義を軽減し撲滅するために、不正義を生んでいるプロセスを変革していく責任」（ヤング2022：195）である。この責任は性質として未来志向的（forward-looking）であると言われ、帰責モデルが想定する過去遡及的（backward-looking）責任と対置される。未来志向的責任は、日常的に「社会的役割や立場のために、ある種の責任がある」（ヤング2022：186）と表現される種類の責任、つまり責務責任に基づく。この責任はあくまでも個人的責任として引き受けられるが⁶⁰⁾、責任を果たすには集団的行為が不可欠である⁶¹⁾。以上がSCの大まかな内容である⁶²⁾。ここで一度SCの説明は終えて、グッディンとの比較に移ろう。

60) ヤングはハンナ・アーレントの定義する「集団の責任」に対して次のように疑問を呈している。「たんに人びとが特定の政治共同体の構成員であるという理由だけで、自らがなしたか、なさなかったかにまったくかわからず、責任を負うということには、当惑せざるを得ない」（ヤング2022：139）。

61) ヤング曰く、「わたしたちの誰も、一人ではこれをなすことはできない」（ヤング2022：198）。構造上の不正なプロセスを変えることができるのは、「社会構造の中で多様な立場にいる大勢の行為者たちがともに、そうしたプロセスに介入し、異なる結果を生むために行動する」ときに限る（ヤング2022：198）。

62) ヤングの要約にあたっては McKeown（2021）と石原（2023）を参考にした。

ii グッディンとヤングの比較検討

グッディンの V-AR の議論と、ヤングの SC の議論にはいくつか興味深い共通点が見受けられる。すなわち(1) 論敵、(2) 未来志向的責任、(3) 責任の裁量、(4) 脆弱性、(5) 集団の行為、(6) 立場と責任、の 6 つである。こうした共通点により、V-AR と SC の親和性が見出される。

(1) 論敵

ヤングが論敵に設定した帰責モデルと、グッディンが論敵に設定した義務論型の非難責任モデルとでは、帰責モデルも義務論型の非難責任モデルも法律家が用いるものが想定されている。両方で背景や問題意識は異なるが、ヤングは、帰責モデルは非難や刑罰を負わせる対象を選び出すという趣旨で帰責モデルを批判し、グッディンは、義務論型の非難責任モデルは非難を負わせることを目的としているという趣旨で義務論型の非難責任モデルを批判している⁶³⁾。

(2) 未来志向的責任

SC における分有される責任と、V-AR において割り当てられる責任は、どちらも未来志向的責任である⁶⁴⁾。つまり、SC の責任も V-AR の責任も、現在継続しているプロセスに対する責務責任として働いている⁶⁵⁾。

63) ヤングとグッディンがこの点で共通することについて同様の指摘がある(早川2018:15)。

64) グッディンのタスク責任は未来志向的責任であるという指摘はヴァン・デ・ポールが行っている(van de Poel 2013; 2024)。また、ヤングの責任について説明するなかで、未来志向・過去志向の区別を行った論者としてグッディンを引用するものもある(Smyth 2020: 579)。

65) ヤングはグッディンのタスク責任モデルについて、タスク責任モデルが責任の分有に焦点を当て、政治的責任の分業の存在を説明できる点で、政治的責任がすべての人にあらゆることの責任を負わせる(political responsibility makes everyone responsible for everything)ということの説明する端緒となると評価している(Young 2004: 384)。この点について触れたものに、McKeown(2014: 49)がある。また、Levin(2024)はポーランド法が共産主義時代の影響からユダヤ人の財産返還を認めていないことにつき未来志向的責任で対処しようとするなかで、ヤングとグッディンの2人を選択肢に挙げている。

(3) 責任の裁量⁶⁶⁾

グッディン同様、ヤングも義務と責任の裁量の違いに触れ、裁量の大きい責任により魅力を感じているようである（ヤング2022：252-255）。責任の裁量は広がりを持ち、それによって「責任を果たすために何をするのか決めるのは、責任をもつ行為主体にかかっている」（ヤング2022：254）と主張される。なお、その選択は能力および現状を踏まえたものとなる。

(4) 脆弱性

グッディンは自発性と脆弱性から特別な責任を導く。この脆弱性は関係において危害を受けやすい立場を指している。ヤングも構造的不正義を構造化された危害とする（ヤング2022：181-182）など、vulnerability や危害に言及している。

(5) 集団の行為

グッディンは集団的責任を集団が全員で負う責務責任であると考えているが、ヤングも分有された責任は個人ではなく集団的に動かねばならないといった趣旨のことを述べている。ただし、先述の通りヤングはこれを集団的責任ではなく、あくまでも個人的責任として捉えている（ヤング2022：194-200）。

(6) 立場と責任の関係

グッディンは人によって異なる様々な責任を負うと述べる（Goodin 1995：111）が、役割責任がその中の1つであることは間違いない。割り当てられた役割に応じて責任は変わる。ヤングもまた、SCにおける責任は立場に

66) グッディンの責任と義務の区別を、ヤングについて論じる中で用いるものに、Tinnevelt (2017：504-507)、McKeown (2021：8)がある。とりわけ、McKeownは自身の博士論文で、ヤングの責任の用法がグッディンの用法に則ったものであると指摘している（McKeown 2014：44）。

よって変わると考える。なお、ヤングは目安として、「権力」「特権」「利害関心」「集団の能力」の4つの観点を提示している（ヤング2022：254-62）。

以上が共通点である。また、相違点も検討しよう。まず、SCは非難しないが、V-ARはタスク責任を介して非難する。ただし、SCによって要請される責任を果たさない者には、非難でなく批判が与えられるべきだと言われる（ヤング2022：254）。そのため、SCからすればV-ARが非難を行うことはV-ARのデメリットかもしれない。しかし、SCも認めるように帰責モデルは構造的不正義の問題には相応しくないだけで、予防や治安維持のためには帰責が必要であろう⁶⁷⁾。つまりV-ARは未来志向的責任と過去遡及的責任の両方を説明できる理論的包括性を持っているという利点がある。加えて、V-ARが行う非難はタスク責任を介するのであり、帰責モデルが行う非難とは異なる。V-ARの体系は、ある結果に対して、それに関与した者の非難責任を帰責モデルよりも広く問う。これは、帰責モデルに懸念された、帰責によって他の関与者の有責責任が免除されてしまうという懸念を避けることができる（あるいは少なくとも減らすことができる）。

また、SCは人々のつながりや連帯など、いわゆる「運動」の働きに重きを置くが、ARは政府（公職者）の働きに重きを置く。ヤングは権力に懐疑的であり、「権力を持つ行為主体が自発的に正義をもたらそうとするなどと、仮定すべきではない」（ヤング2022：264）とまで述べている。

この視点の違いを、トップダウンとボトムアップという軸で表現したい。

67) 神島（2018）は、ヤングの責任モデルの欠点として、行為者が責任に応答できるか否か、つまり責任へのケイパビリティを問うことができていることを指摘する。たとえば、性的暴行を受けた人が構造変容のために行動を起こすことは容易ではない。そのため処方箋として、ヤングのモデルは、責任へのケイパビリティを考慮に入れるようなモデルへと修正が必要であるとされる（神島2018：25-27）。この点、タスク責任モデルを前提とするV-ARは、個人の能力を考慮できる点で神島の言う処方箋の役割を果たすことができるかもしれない（もっとも、ヤング自身が指摘するように、構造的不正義はそもそもタスクが割り当てられる個人の制度的位置関係の問題を抱えていることもあるのだが（Young 2004：384））。

V-AR は公職者が政策を通して脆弱者を保護するための割り当てを行うことを想定するため、トップダウン的である。SC は構造的不正義の変革を目的として政府などに訴えかけることを想定するため、ボトムアップ的である。

もし V-AR が SC のボトムアップ的視点を取り入れることができれば、構造的不正義にもより機転の効く政府像が描けるのではないだろうか。

iii ヤングはグッディンをどう見ていたか

ところで、グッディンとヤングの関係は以上のような共通性（および相違性）にとどまらない。というのも、ヤングはグッディンの議論に対し、構造的不正義に関連した部分で言及を行っているからである。そこで、本節ではヤングによる V-AR への批判と評価を検討し、これまでの議論を踏まえて V-AR を改めて解釈していく。

まず、ヤングの評価について検討する⁶⁸⁾。これは前項の(2)で述べた未来志向的責任の類似性に関わる。ヤングは UPP 第 2 章にあたる論文を踏まえ、グッディンの国家論に関する要約を行ってから、次のように解釈・評価する。

グッディンの議論は重要である。というのも、わたしたちがなぜ国家行為について、諸アクターが互いの自由に干渉しないようにするという単なる消極的な目的ではなく、正義を支えるといった積極的な目的を持っていると考えるべきなのか示しているからである。さらには、自らの諸行為が組み合わさることで、ある人々に不正な結果をもたらしてしまうと認識している大規模な集団がしばしば、そうした不正義を是正するために国家行為に頼るべきであるという点については、疑問の余地がないように思われる（ヤング2022：302）。

ヤングの評価は、国家が強制を背景とした調整によって、ある行為主体

68) グッディンの国家論と「私の仕事ではない」(It's not my job) に関するヤングの批判について触れているものに、Tinnevelt (2017：503-505) がある。

が「他の人々も構造的不正義に対する責任を果たすだろう」と考えることができること、そして V-AR が割り当てる責任が未来志向的責任であることに由来するのであろう。

責任が未来志向的であることをグッディンはさほど強調しなかったが、筆者が思うにこの点は V-AR の強力なメリットになり得る。割り当てられた責任が未来志向的であることの影響は、本稿にも既に見えていた。それはテロリスト事例などを用い責任と義務の差異について考えた際のことである。本稿ではグッディンの議論の流れに忠実に、テロリストや児童相談所の職員に対する非難をどう割り当てるかについて注視したが、それよりも注目すべきだったのは、グッディンが非難の対象となり得る者として、テロリスト以外に警備員や政治家を、児童相談所の職員以外に近隣住民を挙げていることである。警備員や政治家も非難の対象となり得るのは、彼らがそもそもタスク責任を有していたことが理由である。もしグッディンが論敵としていた義務論型の非難責任モデル (B-R) に従うと、政治家や近隣住民といった人々は現れて来なかつたらう。責任を負わせることを目的とする B-R では、テロリストの行為に注目し、その周縁にあたる人々はあくまでも帰責に必要な範囲でしか考慮されない。

このように、ヤングにも構造的不正義を解決する端緒となり得ると一定のお墨付きを得たグッディンの国家論であるが、ヤングは手放しで称賛するわけではない。ヤングは2つの批判を加える。

1つ目として、グッディンの国家論には「国境をまたぐ構造的不正義に応えていない」(ヤング2022:302)という批判がなされる。ヤング曰く、国際法や国際連合などの国際的な制度や組織はたしかに存在しており、国家はそこに所属してはいるが、その国際的な制度や組織も世界の有力者たちによって適切な運用ができない場合が多い。こうしたグローバル規模で起こる構造的不正義にどう応答するのか。

応答の端緒となるのは、V-AR が国家や国境の正当化にも用いることができるという理論であるかもしれない。UPP 第16章 (あるいはそれにあたる

論文)をヤングは参照していないが、それによればV-ARが国家を認める際、根本的には世界規模の一般的義務や責任を前提としている(Goodin 1995: 283)。この一般的な義務や責任を想定できるという点が、応答の糸口となるかもしれない。

2つ目の批判として、個人が「私の仕事ではない」という免責事由(excuse)を手に入れることについて、人々が、全ての問題は政府の責任だと考えるようになってしまっているのではないかと指摘する。つまり、「政府が正義と福祉を助長するための仕事をこなしていれば、自分たちは、自分たちが現在なしていることを続けることができる」(ヤング2022: 304)と個々人は考えるのではないか。

しかし、これは「私の仕事ではない」という字面に影響されすぎた批判であるように見える。ヤングが参照していない文献ではあるが、「役割責任としての公務功利主義」によると、公的な役割責任を負うのは公職者だけではない。人々は市民として、有権者として、納税者として、裁判員として、公的な役割責任を負う。すなわち、個人はただ政府に仕事を任せているだけで良い存在であるわけではない。公的な役割責任は際限なく求められるものではなく、私的な役割責任とのバランスをもったものとして捉えられるため、ヤングからすれば不十分に思われるかもしれない。しかし役割責任が脆弱性の関係からも導かれることを思い出せば、構造的不正義に対処する契機は十分備わっているようにも思われる。

iv 小 括

ここまで、ヤングとグッディンの統合可能性について検討した。SC(社会的つながりモデル)とは、不正な結果を生じさせる構造に加担する人々全員に、構造を変革する責任を負わせるものであり、V-ARとSCには多くの共通点があった。両者とも、(1)法律家の責任モデルを批判し、(2)責任を未来志向的だと考え、(3)責任に裁量を認め、(4)脆弱性に言及し、(5)集団に責任を求め、(6)責任の立場への依存性を認める。

もちろん V-AR と SC には差異がある。V-AR はある人が行ったことに対してタスク責任を介して非難するが、SC は非難しない (ただしこの点では、非難を行う選択肢がある V-AR のほうが理論として包括的であると筆者は考える)。また、SC は人々の運動に重きをおくが、V-AR は公職者の働きに重きを置く。この意味で、SC はボトムアップ的であり、V-AR はトップダウン的である。この双方向の理論が整合的に統合できれば、V-AR と SC はよい相互作用をもたらすかもしれない。たとえば構造的不正義の存在に気付けない個人にも、構造的不正義の存在について報告を受けた政府が協力を呼びかけることで、協働して構造的問題の解決に臨むことができる。また、市民としての個々人による連帯の運動は、たびたび調整問題を起こしかねない。たとえばデモなどで集団が狭い空間に殺到するなどすれば、最悪死人が出てしまう。そこで、政府は警察官を派遣するなど調整を行う責任を果たすことで、そうした危険を回避できるかもしれない。

おわりに

本稿では、グッディンの功利主義と責任を経て、脆弱性を取り入れる割当責任モデルを示したほか、グッディンとヤングの統合可能性を検討した。今回はグッディンの全体像を描くという当面の目標の足掛かりとして文献を UPP とその周辺のみに限定したが⁶⁹⁾、それら文献の内容を整合的に解釈することで、割当責任の思想の内実がより明らかになった。第 I 章では、グッディンの功利主義を概観し、彼の責任論への導入とした。第 II 章ではグッディンの割当責任モデルを構成する要素を中心に、彼の責任論を検討した。責任の定義や、調整問題の解決——ひいては功利主義——という責任割当ての正当化根拠、非難責任、集団的責任といった要素は割当責任と密接な関係にあり、それらは割当責任を論じる際今一度併せて考慮される

69) この方針に基づき、グッディン自身による構造的不正義研究、たとえば Goodin (2023) は本稿では扱っていない。

ことが望ましい。そして、脆弱性と割当責任モデルが両立するのかという問いについては、功利主義に包摂される形で両者は両立すると論じた。脆弱性は公職者の指針として働き、規則の公開による公共的知識の形成を通じて市民全体の基本的な関係を規定するであろう。

第三章では、上記の責任論のメリット・デメリットを浮き上がらせるために、ヤングとの比較も行った。両者の責任モデルの共通点と相違点、およびヤングによるグッディンへの評価と批判を踏まえることで、グッディンの責任モデルの一定の限界が判明した一方、グッディンがB-Rを批判したことの意味がはっきりし、未来志向的責任を採用していることのメリットが際立つようになった。また、脆弱性を手掛かりとすることで、V-ARが構造的不正義に対処する可能性が見出せた⁷⁰⁾。

ところでグッディンの責任論には、幅広い応用可能性が秘められている。グッディン自身が検討しているだけでも、その応用先は損害賠償（Goodin 1995：88-99）、国籍（Goodin 1995：265-287）、世代間倫理（Goodin 1985：169-178）、環境問題（Goodin 1985：179-186）など様々である。そしてこうした議論は、国家体制を構える私たちにとって無関係ではなく、むしろ有用なツールとして私たちの手に握られている。実践を心掛けたグッディンの思想は、今なお私たちの間に息づいているのである。

参考文献

- 浅野幸治（2013）「P. シンガーの援助義務論」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー』7巻、1-62頁。
- 安藤馨（2007）『統治と功利——功利主義リベラリズムの擁護』、勁草書房。
- （2010a）「制度とその規範的正当化——帰結主義と社会規範の関係を巡って」、『新世代法政策学研究』第8巻、283-307頁。
- （2010b）「功利主義と人権」、井上達夫（編）『人権論の再構築（講座人権論の再定位5）』、法律文化社、109-135頁。

70) 本稿とは逆に、ヤングのSCの方にグッディンの責任概念を組み込む提案として、Hayward（2017）を参照。

- (2012) 「書評：児玉聡著『功利と直観——英米倫理思想史入門』(勁草書房、2010年)」、『社会と倫理』第26号、117-126頁。
- 池谷壽夫 (2016) 「脆弱性(Vulnerability)とは何か」、『哲学と現代』31号、59-77頁。
- 石原諒太 (2023) 「モラル・ベジタリアニズムを擁護する新しい論証——I.M. ヤングの責任の社会的つながりモデルに着目して」、『フィルカル』第8巻、1号、334-63頁。
- ウィリアムズ, バーナード (2020) 『生き方について哲学は何が言えるか』森際康友・下川潔 (訳)、筑摩書房。
- 江口聡 (2022) 「幸福論三國志に別れを告げよう」、『現代社会研究科論集：京都女子大学大学院現代社会研究科紀要』第16号、115-126頁。
- エルスター, ヤン (2018) 『酸っぱい葡萄——合理性の転覆について』玉手慎太郎 (訳)、勁草書房。
- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治哲学——ケアの倫理をグローバル社会へ』、みすず書房。
- 奥田太郎 (2001) 「『タバコ問題』の倫理的検討——グッディングの喫煙論」、『生命・環境・科学技術倫理研究』第VI巻、230-42頁。
- 音無通宏 「理想的功利主義」と正義論」、同編著『功利主義と政策思想の展開』、中央大学出版部、141-193頁。
- 小畑俊太郎 「功利主義」、野口雅弘・山本圭・高山裕二 (編) 『よくわかる政治思想』、ミネルヴァ書房、110-111頁。
- 戒能通弘 (2015) 「ベンサム統治功利主義の可能性」、深貝保則、戒能通弘編『ジェレミー・ベンサムの挑戦』、ナカニシヤ出版、298-309頁。
- 神島裕子 (2018) 「構造的不正義としてのハラスメント——ヤングの責任モデルによる、大学におけるセクハラ問題の考察」、『哲学』第69号、21-31頁。
- 鬼頭葉子 (2023) 『動物という隣人——共感と宗教から考える動物倫理』、新教出版社。
- 児玉聡 (2006) 「ベンサムの功利主義の理論とその実践的含意の検討」、京都大学大学院文学研究科思想文化学専攻博士論文、〈https://plaza.umin.ac.jp/kodama/doctor/doctoral_thesis.pdf〉2025年11月5日最終アクセス。
- (2010) 『功利と直観——英米倫理思想史入門』、勁草書房。
- (2012) 『功利主義入門——はじめての倫理学』、筑摩書房。
- 近藤圭介 (2019) 「デモスは国境を越える?——グローバル時代における国家の民主主義のあり方をめぐって」、『法学セミナー』774号、日本評論社、18-22

頁。

- 佐藤静（2015）「ケアする責務と応答責任——プラグマティックな当為の位置づけをめぐる」、『倫理学年報』第64集、203-217頁。
- 白川俊介（2019）「健康格差・頭脳流出・グローバル正義——「退出の権利」に対する制約の正当化に関する一考察」、『政治思想研究』19巻、123-152頁。
- シンガー、ピーター（2005）『グローバリゼーションの倫理学』山内友三郎、榎則章（監訳）、昭和堂。
- （2018）『飢えと豊かさの道徳』児玉聡（監訳）、勁草書房。
- 高橋礼（2022）「帰結主義における行為とそれ以外——その焦点、参照点、レベル」、『相関社会科学』32号、3-19頁。
- 瀧川裕英（2003）『責任の意味と制度——負担から応答へ』、勁草書房。
- （2017a）「神は国境を引くか?」、『論究ジュリスト』第22巻、有斐閣、71-77頁。
- （2017b）『国家の哲学——政治的責務から地球共和国へ』、東京大学出版。
- 富岡薫（2024）「ケアの倫理は「脆弱性」概念をどのように用いるべきなのか——ケアを巡るポリティクスの視点から」、『哲学』75号、250-263頁。
- 長谷部恭男（2002）「ロバート・グッディン——功利主義的社会設計」、『海外社会保障研究』138号、55-62頁。
- （2006）『憲法の理性』、東京大学出版会。
- 早川正祐（2018）「脆弱性・依存性・応答性をはらむ行為者性概念へ——現代行為論からケアの倫理へ」、『文化交流研究』第31号、11-26頁。
- 福士正博（2008）「ロバート・グッディン「複合的資源自律性」(combined resources autonomy)によせて」、『東京経大会誌（経済学）』259号、177-189頁。
- ヘア、R. M.（1994）『道徳的に考えること——レベル・方法・要点』内井惣七・山内友三郎（監訳）、勁草書房。
- （2019）「倫理学理論と功利主義」、セン、アマルティア、ウィリアムズ、バーナード（編著）『功利主義をのりこえて』後藤玲子（監訳）、ミネルヴァ書房、29-51頁。
- ベンサム、ジェレミー（2022）『道徳および立法の諸原理序説 上下』中山元（訳）、筑摩書房。
- ポステマ、ジェラルド（2023）『ベンサム「公開性」の法哲学』戒能通弘（訳）、慶應義塾大学出版会。
- 松尾陽（2025）「「日本人ファースト」をどのように受け止めるのか」、『法学セミナー』846号、57-62頁。

- ミラー, デイヴィッド (2007) 『ナショナリティについて』 富沢克・長谷川一年・
施光恒・竹島博之 (訳)、風行社。
- 森村進 (2018) 『幸福とは何か——思考実験で学ぶ倫理学入門』、筑摩書房。
- 安井絢子 (2024) 「ケアの倫理の通時的・共時的位置づけ——英語圏における初
期の議論を中心に」、『哲学の探究』 第51号、11-37頁。
- ヤング, アイリス・マリオン (2022) 『正義への責任』 岡野八代・池田直子 (訳)、
岩波書店。
- 若松良樹 (2021) 『醜い自由——ミル『自由論』を読む』、成文堂。

【外国語文献】

- Adams, Robert M. (1976). Motive Utilitarianism. *The Journal of Philosophy* 73
(14), 467-481.
- Baron, Jonathan. (1998). Utilitarianism as a Public Philosophy, Robert E. Goodin.
Cambridge University Press, 1995, 352 Xii Pages. *Economics and
Philosophy* 14 (1), 151-157.
- Brandt, Richard. (1959). *Ethical Theory: The Problems of Normative and Critical
Ethics*. Englewood Cliffs, N.J. : Prentice-Hall.
- Brock, Dan. (1999). Review of Robert E. Goodin, Utilitarianism as a Public
Philosophy. *Philosophy and Phenomenological Research* 59 (1), 265-268.
- Eggleston, Ben. (2014). Act Utilitarianism. In Ben Eggleston & Dale E. Miller,
(Eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism* (pp. 125-145).
Cambridge: Cambridge University Press.
- Facal, Christophe. (2024). Vulnerability Theory and Transhumanism: Helping
The Ontologically Vulnerable. *Ithaque* 34, 23-45.
- Fletcher, Guy. (2013). A Fresh Start for the Objective List Theory of Well-Being.
Utilitas 25 (2), 206-220.
- (2016). *The Philosophy of Well-Being: An Introduction*. NY: Routledge.
- Goodin, Robert E. (1985). *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social
Responsibilities*. Chicago: University of Chicago Press.
- (1993). Utility and the Good. In Peter Singer (Ed.), *A Companion to Ethics*
(pp. 241-248). Oxford, UK; Cambridge, Mass., USA: Blackwell.
- (1995). *Utilitarianism as a Public Philosophy*. Cambridge: Cambridge
University Press.

- (1998). Public Service Utilitarianism as a Role Responsibility. *Utilitas* 10 (3), 320–36.
- (2023). *Perpetuating Advantage: Mechanisms of Structural Injustice*. Oxford.
- Gregory, Alex. (2017). Hedonism. In Fletcher, Guy (Ed.), *The Routledge Handbook of Philosophy of Well-Being* (pp. 113–123). NY: Routledge.
- Harrod, R. F. (1936). Utilitarianism Revised. *Mind* 45 (178), 137–156.
- Hayward, Clarissa Rile. (2017). Responsibility and Ignorance: On Dismantling Structural Injustice. *The Journal of Politics* 79 (2), 396–408.
- Heathwood, Chris. (2017). Desire-fulfillment theory. In Fletcher, Guy (Ed.), *The Routledge Handbook of Philosophy of Well-Being* (pp. 135–147). NY: Routledge.
- Levin, Omri. (2024). On Political Grounds: A Forward-Looking Argument for Property Restitution in Poland. *Contemporary Jewry* 44, 683–704.
- Martin, Angela K., Tavaglione, Nicolas., and Hurst, Samia. (2014). Resolving the Conflict: Clarifying “Vulnerability” in Health Care Ethics. *Kennedy Institute of Ethics Journal* 24 (1), 51–72.
- McKewon, Maeve Catherine. (2014). *Responsibility Without Guilt: Youngian Approach to Responsibility for Global Injustice* [Doctoral thesis, UCL]. UCL Discovery. <https://discovery.ucl.ac.uk/id/eprint/1463742>
- (2021). Structural Injustice. *Philosophy Compass* 16 (7), e12757. <https://doi.org/10.1111/phc3.12757>
- Miller, Dale E. (2014). Rule Utilitarianism. In Ben Eggleston & Dale E. Miller, (Eds.), *The Cambridge Companion to Utilitarianism* (pp. 146–165). Cambridge: Cambridge University Press.
- Mulgan, Tim. (2007). *Understanding Utilitarianism*. Routledge.
- Nozick, Robert. (1974). *Anarchy, State, and Utopia*. New York: Basic Books. (邦訳：ノージック, ロバート (著) 嶋津格 (訳) (1992) 『アナーキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』、木鐸社)
- Sen, Amartya., & Williams, Bernard. (Eds.). (1982). *Utilitarianism and Beyond*. Cambridge University Press.
- Sen, Amartya. (1985). Well-Being, Agency, and Freedom. *The Journal of Philosophy* 82, 169–221.
- Sidgwick, Henry. (1962) [1907]. *The Methods of Ethics*, 7th ed. Utilitarianism.com,

- <https://www.utilitarianism.com/methods-of-ethics.pdf> (accessed November 5, 2025)
- Smart, J. J. C., & Williams, Bernard. (1973). *Utilitarianism: For and Against*. Cambridge: Cambridge University Press. Edited by Bernard Williams.
- Smyth, Nicholas. (2021). Structural Injustice and the Emotions. *Res Publica* 27, 577-592.
- Tinnevelt, Ronald. (2017). The Implications of Being Implicated. Individual Responsibility and Structural Injustice. *ethic@ 16* (3), 493-518. <http://dx.doi.org/10.5007/1677-2954.2017v16n2p493>
- van de Poel, Ibo. (2011). The Relation Between Forward-looking and Backward-Looking Responsibility, In Nicole A Vincent, Ibo van de Poel, and Jeroen van den Hoven (Eds.), *Moral Responsibility: Beyond Free Will and Determinism* (pp. 37-52). Dordrecht: Springer Science + Business Media B.V.
- van de Poel, Ibo., and Sand, Martin. (2024). Responsibility beyond Control. In Adriana Placani and Stearns Broadhead (Eds), *Risk and Responsibility in Context, Routledge Studies in Ethics and Moral Theory* (pp. 31-50). New York: Routledge.
- Williams, Bernard. (1973). A critique of utilitarianism, In J. J. C. Smart & Bernard Williams (Eds.), *Utilitarianism: For and Against* (pp. 75-150). Cambridge: Cambridge University Press.
- Young, Iris Marion. (2004). Responsibility and Global Labor Justice. *The Journal of Political Philosophy* 12 (4), 365-388.

* 本研究は JSPS 科研費 25KJ2217 の助成を受けたものです。